

一般社団法人静岡県設備設計協会

平成28年度第4回理事会次第

日 時：平成29年3月24日（金）午後3時～

場 所：（一社）静岡県設備設計協会事務所

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 定足数確認
- 4 議 事

<決議事項>

- 第1号議案 （一社）日本設備設計事務所協会連合会(仮称)への加入について
- 第2号議案 第5回定時総会について
- 第3号議案 平成29年度事業計画について
- 第4号議案 平成29年度収支予算について
- 第5号議案 役員の選任について
- 第6号議案 定款、規則、規程の変更について

<報告事項>

- (1) 業務執行理事の職務執行状況報告について
- (2) 東海4県技術連絡会・意見交換会報告について
- (3) 賛助会会長の交代について
- (4) 会員の退会について
- (5) 委員会報告について
- (6) 地区会報告について
- (7) 協会経理について
- (8) その他
 - ・ 関係団体等の招待等案内と出欠席について
 - ・ 静岡県住宅振興協議会賛助会員の継続について
 - ・ 協会ホームページからの問い合わせについて
 - ・ 協会ホームページアクセス解析レポート
 - ・ 朝日テレビからの問い合わせについて
 - ・ 新会員のご紹介（株）エーケー 赤堀 様

- 5 副会長総括
- 6 閉 会

(一社) 日本設備設計事務所協会連合会への加入について

資 料

- ・ 連合会暫定正会員入会申込書
- ・ 登録構成員名簿
- ・ 単位会構成員内部資料

様式 - 暫 1

一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会 （暫定）正会員入会申込書

協 会 名 称			
会 長 名	(ふりがな)		
事 務 局 所 在	〒		
T E L		E m a i l	
F A X		U R L	
構 成 員 数	社	就業者の合計 (内部資料を基に集計)	人
有 資 格 者 総 数 (内部資料を基に集計)	建築設備士		人
	設備設計一級建築士		人
	一級建築士		人
	その他の資格(上記以外)		人
誓約書 一般社団法人日本設備設計事務所協会会長 殿 今般、貴会移行予定の一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会（仮称）の（暫定）正会員として入会するに当たり、登録構成員名簿を提出し正会員としての義務履行を誓約いたします。 平成28年 月 日 協会名 会長名 ㊞			

下記の欄は、記入しないでください。

平成 年 月 日	第 回理事会承認		
入会金 円			係 ㊞

構成員名簿（案）

番号	構成員事務所名	代表者名	所在住所	TEL FAX	事務所登録番号 管理技術者名	建築設備士数 (うち女性)
1	有限会社アドイン設計	代表取締役 三ツ井 幹雄	〒424-0826 静岡市清水区万世町 1-6-26	054-352-4982 054-352-9091		
2	ウエダ建築設備事務所	植田 賢司	〒419-0205 富士市天間 1442-1	0545-71-7237 0545-72-2217		
3	株式会社エスエスシー	代表取締役 齊藤 隆幸	〒432-8051 浜松市南区若林町 375	053-440-0371 053-440-0372		
4	ME サポート	佐野 富士雄	〒416-0921 富士市水戸島 1-6-35 エンゼルハイム富士参番館 904	0545-60-0020 0545-60-0024		
5	有限会社オサダ設計	取締役 長田 武士	〒412-0046 御殿場市保土沢 1157-748	0550-88-5911 0550-88-5912		
6	株式会社エーケー	代表取締役 赤堀 智和	〒432-8001 浜松市西区西山町 2042-15 エステート西山 406	053-522-9684 053-522-9684		
7	環設備設計事務所	山本 晋也	〒420-0961 静岡市葵区北 4 丁目 17-1	054-247-2907 054-248-2414		
8	有限会社 コバヤシ設備設計事務所	代表取締役 小林 康秀	〒421-0101 静岡市駿河区向敷地 304-5 ロアール向敷地 202	054-257-3588 054-259-2858		
9	佐々木設備設計事務所	佐々木 哲男	〒416-0945 富士市宮島 540-6	0545-61-8965 0545-61-8965		
10	志賀建築設備設計事務所	志賀 正紀	〒417-0061 富士市伝法 2320-8	0545-52-6367 0545-52-5862		

構成員名簿（案）

番号	構成員事務所名	代表者名	所在住所	TEL FAX	事務所登録番号 管理技術者名	建築設備士数 (うち女性)
1 1	杉山設備設計事務所	杉山 敬	〒438-0815 磐田市中田 621-1	0538-34-4349 0538-34-2545		
1 2	有限会社セイブ設備計画	代表取締役 神谷 保孝	〒435-0006 浜松市東区下石田町 1403	053-421-5501 053-421-7575		
1 3	株式会社セイワ設計	代表取締役 手塚 正一	〒433-8114 浜松市中区葵東 1 丁目 14-25	053-437-4110 053-437-5508		
1 4	設備設計K A I	甲斐 裕士	〒421-1131 藤枝市岡部町内谷 1470-8	054-667-3825 054-667-3826		
1 5	総合建築設備設計事務所 Souken	中村 健一	〒422-8076 静岡市駿河区八幡 5 丁目 7-24	054-282-7387 054-282-7387		
1 6	有限会社 総合設備計画事務所	取締役 川端 猛真	〒424-0871 静岡市清水区上原 2-1-39	054-340-3105 054-340-3106		
1 7	株式会社 ツジシステムデザイン	代表取締役 辻 信之	〒434-0042 浜松市浜北区小松 4388-2	053-571-9320 053-571-9321		
1 8	有限会社 ナガノ設備設計事務所	代表取締役 永野 靖子	〒410-0815 沼津市南本郷町 8-31	055-932-8271 055-932-8273		
1 9	ナナミ電気設計	名波 睦生	〒421-0303 榛原郡吉田町片岡 60-6	0548-88-3082 0548-88-3101		
2 0	株式会社 パブリック設備研究所	代表取締役 伴 賢二	〒432-8021 浜松市中区佐鳴台 2 丁目 9-23	053-447-9131 053-447-9133		

構成員名簿（案）

番号	構成員事務所名	代表者名	所在住所	TEL FAX	事務所登録番号 管理技術者名	建築設備士数 (うち女性)
2 1	株式会社 ビー・コンセプト	代表取締役 泊 真吾	〒426-0061 藤枝市田沼 1 丁目 2-12 岡本ビル 3 階	054-631-7795 054-631-7796		
2 2	株式会社フレームアーツ	代表取締役 中村 裕之	〒432-8012 浜松市中区布橋 2 丁目 3-36	053-450-4153 050-3488-6039		
2 3	株式会社 P L A N - G エンジニアリング	代表取締役 後藤 利基	〒426-0018 藤枝市本町 3 丁目 3-27 2 階	054-637-9337 054-689-0626		
2 4	有限会社 モア設備設計事務所	代表取締役 村松 宏	〒420-0871 静岡市葵区昭府 1 丁目 20-16	054-251-6558 054-251-6562		
2 5	山森建築設備設計事務所	山森 繁	〒424-0055 静岡市清水区吉川 762-4	054-345-5857 054-345-5917		
2 6	有限会社洋設計システム	代表取締役 鈴木 洋之	〒435-0036 浜松市南区渡瀬町 804-5	053-464-6300 053-468-0056		
2 7						
2 8						
2 9						
3 0						

事務所名	フリガナ			設立年月日		
法人・個人	法 人 個 人					
代表者	役職名		フリガナ			
			氏 名			
所在地	〒					
TEL				FAX		
登録設備設計事務所	登録番号				管理技術者名	
建築士事務所登録	一級建築士事務所 二級建築士事務所 木造建築士事務所 登録なし					
主資格者数(うち女性) (重複可)	建築設備士		()	名	設備設計一級建築士	() 名
	一級建築士		()	名	二級建築士	() 名
	第二種電気主任技術者		()	名	第三種電気主任技術者	() 名
	一級管工事施工管理技士		()	名	一級電気工事施工管理技士	() 名
	建築設備検査員		()	名	CASBEE 建築評価員	() 名
	消防設備士(甲種)		()	名		
主力業務	設備総合 空調 衛生 電気 その他()					
役員を含む就業者数(うち女性)	()					名
事務所の特色・得意分野						

第5回定時総会について

1 日時

平成29年5月19日(金)

(業務執行理事会) 14:30～15:30

(総会) 15:30～16:30

(理事会) 16:30～17:00

(懇親会) 17:00～19:00

2 会場

クーポール会館

3 議題

(1) 決議事項

① 第1号議案 平成28年度収支決算書の承認に関する件

② 第2号議案 役員の選任に関する件

③ 第3号議案 (一社)日本設備設計事務所協会連合会(仮称)への加入に関する件

④ 第4号議案 定款・規則の変更に関する件

(2) 報告事項

① 平成28年度事業報告について

② 平成29年度事業計画について

③ 平成29年度収支予算について

④ 新会員の入会について

⑤ 平成29年度理事会の開催予定について

⑥ 事務局の体制について

4 開催通知宛先

(1) 正会員

(2) 賛助会員

(3) 理事

(4) 監事

(5) 来賓(案)

① 顧問 県議会議員 天野 一 様

② 静岡県経営管理部財務局設備課課長 石田 高久 様

③ " 技監 大木 担 様

※受付 総務委員 2～3名

平成29年度事業計画書（案）

当協会は、昭和40年4月創立以来、建築設備設計技術の向上や快適な生活環境の創造に寄与してきた。

平成27年6月の「改正建築士法」の施行、平成28年4月の「消防法施行令」の一部改正、平成29年4月の「建築物省エネ法」の施行等、近年、省エネ・防災・環境等への社会的要請が高まっている中、本年5月には、全国組織の(一社)日本設備設計事務所協会連合会が発足する。

当協会も連合会に加入し、今後は連合会や各地区協会との連携を図り、広く公益性に富んだ事業活動を推進していく。

事業内容としては、建築設備等の知識に関する普及啓発及び情報の提供、社会的要請に応えるための建築設備等の技術に関する調査研究、建築設備相談会の開催など地域社会に貢献する事業等を具体的な事業内容を策定し、これらの事業を推進することとしている。

1 普及啓発事業

建築設備等の知識に関する普及啓発及び情報の提供を行う。

(1) 広報誌発行事業

広報誌「風とあかり」を年1回発行し、当協会の活動状況報告、建築設備に関わる最新の技術や省エネルギー対策の紹介などの技術情報提供を行い、協会の発展に繋がる広報誌作製を目指す。

(2) ホームページ運営事業

ホームページを充実させ、広く県民に協会に関する情報や建築設備に関する技術情報の提供を行う。

特に、賛助会員などの協力も得て建築設備に関する最新技術情報の提供を行うとともに、親しみやすく、読みやすいコンテンツも掲載する。

(3) 分離発注促進事業

「設備設計・監理受注実績」を広報誌内に掲載し、関係先へ配付を行い、設備設計の分離発注により建築設備の長寿命、省エネルギー化などを的確に進めることへの理解を促進する。

2 調査研究事業

社会的要請に応えるための建築設備等の技術に関する調査研究を行う。

(1) 建築設備設計技術向上事業

省エネルギーを考慮した施設や新エネルギーの利用を促進した施設の現地研修会、二酸化炭素削減対策や省エネルギーの向上などについての技術講習会を通じてより良い建築設備設計技術の向上を目指す。

(2) 設計施工技術共同研修事業

設備工事施工団体との共同事業により建築設備の設計及び施工技術に関する共同研修を行い、お互いの技術の研鑽を図る。本年度は技術講習会を行う。

3 地域社会貢献事業

建築設備相談会の開催等地域社会に貢献する事業を行う。

(1) 建築設備無料相談事業

建築設備についての新築計画、リニューアル又は現設備に係るトラブルなどに対するアドバイスのための無料相談コーナーをホームページ上に開設する。

また、必要に応じ現場での出張相談も行う。

4 その他事業

その他この法人の目的を達成するために必要な事業を行う。

(1) ボランティア活動事業

様々なボランティア活動を通じて広く地域社会に貢献する。

① 地域の清掃活動などを通じて環境保全の向上を図る。

② 福祉団体やボランティア団体との交流、情報交換等を行い協力、援助をしていく。

(2) 他団体等との情報交換事業

設備設計事務所協会の総意の中央団体として本年5月発足の(一社)日本設備設計事務所協会連合会に加入し、各地区協会との情報交換を行い、協会事業の円滑な運営を図る。また、建築関係団体新年会、賛助会員との会員交流会、県担当課との意見交換会、東海四県技術連絡会・意見交換会、北陸甲信越中部ブロック会議などを通じて建築設備設計に関わる情報交換を行い法人の事業活動の推進に資する。

5 法人管理事業

理事会、総会、業務執行理事会などの会議の開催、事務局事務などを通じて法人の全般的な管理運営を行う。

(第 4 号議案)

平成 2 9 年度収支予算書 (案)

平成29年度収支予算書（資金収支ベース）（案）

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

（円）

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部				
1 事業活動収入				
(1) 入会金収入	0	30,000	△ 30,000	
(2) 会費収入	5,660,000	5,650,000	10,000	
① 正会員会費収入	1,300,000	1,250,000	50,000	50,000円×26事務所
② 賛助会員会費収入	4,360,000	4,400,000	△ 40,000	40,000円×109社
(3) 事業収入	1,540,000	1,690,000	△ 150,000	
① 普及啓発事業収入	700,000	700,000	0	
・広報誌発行事業収入	700,000	700,000	0	広告料
② 調査研究事業収入	0	150,000	△ 150,000	
・設計施工技術共同研修事業収入	0	150,000	△ 150,000	共同事業視察研修負担金
③ その他事業収入	840,000	840,000	0	
・情報交換事業収入	840,000	840,000	0	建築関係団体新年会・会員交流会会費
(4) 負担金収入	880,000	360,000	520,000	
① 負担金収入	880,000	360,000	520,000	総会懇親会負担金36万円、日設事連会費52万円
(5) 雑収入	100,100	40,400	59,700	
① 受取利息収入	100	400	△ 300	
② 雑収入	100,000	40,000	60,000	総会祝儀
事業活動収入計	8,180,100	7,770,400	409,700	
2 事業活動支出				
(1) 事業費支出				
① 普及啓発事業支出	1,260,960	1,215,960	45,000	
・広報誌発行事業支出	1,086,000	1,041,000	45,000	印刷費、送付代等
・ホームページ運営事業支出	174,960	174,960	0	維持委託料
・分離発注促進事業支出	0	0	0	
② 調査研究事業支出	244,500	547,500	△ 303,000	
・設計技術向上事業支出	176,000	176,000	0	委員会交通費、会場費等
・設計施工技術共同研修事業支出	68,500	371,500	△ 303,000	技術講習会費等
③ 地域社会貢献事業支出	10,000	10,000	0	
・建築設備無料相談事業支出	10,000	10,000	0	交通費
④ その他事業支出	2,483,000	1,612,000	871,000	
・ボランティア活動事業支出	110,000	110,000	0	交通費
・情報交換事業支出	2,373,000	1,302,000	1,071,000	日設事連会費、各種会議等
・協会運営事業支出	0	200,000	△ 200,000	
事業費支出計	3,998,460	3,385,460	613,000	

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
(2) 管理費支出				
① 給料手当支出	1,200,000	1,200,000	0	事務員
② 通勤費支出	96,000	96,000	0	事務員
③ 福利厚生費支出	200,000	200,000	0	社会保険料、労働保険料
④ 会議費支出	652,000	652,000	0	総会1回
⑤ 旅費交通費支出	270,000	245,000	25,000	理事会、役員
⑥ 通信運搬費支出	165,660	165,660	0	電話、プロバイダー等
⑦ 消耗品支出	70,000	70,000	0	文具等
⑧ 印刷製本費支出	50,000	50,000	0	デジタル複合機使用料
⑨ 新聞購読料支出	62,400	62,400	0	建通新聞
⑩ 光熱水料費支出	63,000	63,000	0	電気、水道、下水道
⑪ 賃借料支出	1,089,780	1,089,780	0	事務所家賃、パソコンリース等
⑫ 租税公課支出	300,000	300,000	0	法人税等
⑬ 負担金支出	143,600	143,600	0	建築物安全確保支援協会会費、各種会合会費
⑭ 委託費支出	183,696	183,696	0	会計処理委託、プリンター年間保守料
⑮ 慶弔費支出	120,000	120,000	0	
⑯ 手数料支出	15,000	15,000	0	
⑰ 雑支出	30,000	30,000	0	
管理費支出計	4,711,136	4,686,136	25,000	
事業活動支出計	8,709,596	8,071,596	638,000	
事業活動収支差額	△ 529,496	△ 301,196	△ 228,300	
II 投資活動収支の部				
1 投資活動収入				
投資活動収入計			0	
2 投資活動支出				
投資活動支出計			0	
投資活動収支差額			0	
III 財務活動収支の部				
1 財務活動収入				
財務活動収入計			0	
2 財務活動支出				
財務活動支出計			0	
財務活動収支差額			0	
IV 予備費支出			0	
当期収支差額	△ 529,496	△ 301,196	△ 228,300	
前期繰越収支差額	△ 1,621,202	△ 1,320,006	△ 301,196	
次期繰越収支差額	△ 2,150,698	△ 1,621,202	△ 529,496	

平成29年度収支予算(資金収支ベース)事業活動収入集計

事業活動収入

大科目	中科目	金額
入会金収入		0
	入会金収入	0
会費収入		5,660,000
	正会員会費収入	1,300,000
	賛助会員会費収入	4,360,000
事業収入		1,540,000
	普及啓発事業収入	700,000
	広報誌発行事業収入	700,000
	調査研究事業収入	0
	設計施工技術共同研修事業収入	0
	その他事業収入	840,000
	情報交換事業収入	840,000
負担金収入		880,000
	負担金収入	880,000
	総会懇親会収入	360,000
	設事連会費主入	520,000
雑収入		100,100
	受取利息収入	100
	雑収入	100,000
合 計		8,180,100

(290324)

平成29年度収支予算(資金収支ベース)事業活動支出集計

事業活動支出

中科目	大科目								合 計	
	事業費支出							管理費支出		
	普及啓発事業支出		調査研究事業支出		地域社会貢献事業支出	その他事業支出		小計		管理費支出
	広報誌発行事業	ホームページ運営事業	設計技術向上事業	設計施工技術共同研修事業	建築設備無料相談事業	ボランティア活動事業	情報交換事業			
給料手当支出								0	1,296,000	1,296,000
福利厚生費支出								0	200,000	200,000
会議費支出	60,000		28,000	20,000			1,080,000	1,188,000	652,000	1,840,000
旅費交通費支出	100,000		68,000	28,500	10,000	100,000	608,000	914,500	270,000	1,184,500
通信運搬費支出	100,000							100,000	165,660	265,660
消耗品費支出	6,000							6,000	70,000	76,000
印刷製本費支出	800,000		30,000					830,000	50,000	880,000
新聞購読料支出								0	62,400	62,400
光熱水料費支出								0	63,000	63,000
賃借料支出			20,000	20,000			5,000	45,000	1,089,780	1,134,780
諸謝金支出			30,000					30,000	0	30,000
租税公課支出								0	300,000	300,000
負担金支出							680,000	680,000	143,600	823,600
委託費支出	20,000	174,960						194,960	183,696	378,656
慶弔費支出								0	120,000	120,000
手数料支出								0	15,000	15,000
雑支出						10,000		10,000	30,000	40,000
小 計	1,086,000	174,960	176,000	68,500	10,000	110,000	2,373,000	3,998,460	4,711,136	8,709,596
	1,260,960		244,500		10,000	2,483,000		3,998,460		
	3,998,460									

平成29年度収支予算書(損益ベース)(案)
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(単位:円)

科 目	その他会計						法人会計	内部取引控除	合計
	普及啓発	調査研究	地域社会	その他	共通	小計			
I 一般正味財産増減の部									
1. 経常増減の部									
(1) 経常収益									
受取入会金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取会費	0	0	0	0	0	0	5,660,000	0	5,660,000
正会員受取会費							1,300,000		1,300,000
賛助会員受取会費						0	4,360,000		4,360,000
事業収益	700,000	0	0	840,000	0	1,540,000	0	0	1,540,000
普及啓発事業収益	700,000					700,000			700,000
調査研究事業収益						0			0
地域社会貢献事業収益			0			0			0
その他事業収益				840,000		840,000			840,000
受取負担金	0	0	0	0	0	0	880,000	0	880,000
受取負担金						0	880,000		880,000
雑収益	0	0	0	0	0	0	100,100	0	100,100
受取利息							100		100
雑収益						0	100,000		100,000
経常収益計	700,000	0	0	840,000	0	1,540,000	6,640,100	0	8,180,100
(2) 経常費用									
事業費	1,260,960	244,500	10,000	2,483,000	0	3,998,460		0	3,998,460
会議費	60,000	48,000		1,080,000		1,188,000			1,188,000
旅費交通費	100,000	96,500	10,000	708,000		914,500			914,500
通信運搬費	100,000					100,000			100,000
消耗品費	6,000					6,000			6,000
印刷製本費	800,000	30,000				830,000			830,000
賃借料		40,000		5,000		45,000			45,000
諸謝金		30,000				30,000			30,000
支払負担金				680,000		680,000			680,000
委託費	194,960					194,960			194,960
雑費				10,000		10,000			10,000
管理費							4,747,079	0	4,747,079
給料手当							1,200,000		1,200,000
通勤手当							96,000		96,000
福利厚生費							200,000		200,000
会議費							652,000		652,000
旅費交通費							270,000		270,000
通信運搬費							165,660		165,660
減価償却費							35,943		35,943
消耗品費							70,000		70,000
印刷製本費							50,000		50,000
新聞購読料							62,400		62,400
光熱水料費							63,000		63,000
賃借料							1,089,780		1,089,780
租税公課							300,000		300,000
支払負担金							143,600		143,600
委託費							183,696		183,696
慶弔費							120,000		120,000
手数料							15,000		15,000
雑費							30,000		30,000
経常費用計	1,260,960	244,500	10,000	2,483,000	0	3,998,460	4,747,079	0	8,745,539
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 560,960	△ 244,500	△ 10,000	△ 1,643,000	0	△ 2,458,460	1,893,021	0	△ 565,439
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 560,960	△ 244,500	△ 10,000	△ 1,643,000	0	△ 2,458,460	1,893,021	0	△ 565,439
当期一般正味財産増減額	△ 560,960	△ 244,500	△ 10,000	△ 1,643,000	0	△ 2,458,460	1,893,021	0	△ 565,439

平成29年度収支予算(損益ベース)経常収益集計

経常収益

大科目	中科目	金額
受取入会金		0
	受取入会金	0
受取会費		5,660,000
	正会員受取会費	1,300,000
	賛助会員受取会費	4,360,000
事業収益		1,540,000
	普及啓発事業収益	700,000
	広報誌発行事業収益	700,000
	調査研究事業収益	0
	設計施工技術共同研修事業収益	0
	その他事業収益	840,000
	情報交換事業収益	840,000
受取負担金		880,000
	受取負担金	880,000
	総会懇親会受取負担金	360,000
	設事連会費	520,000
雑収益		100,100
	受取利息	100
	雑収益	100,000
合 計		8,180,100

(290324)

平成29年度収支予算(損益ベース)経常費用集計

経常費用

中科目	大科目								合 計	
	事業費							管理費 管理費		
	普及啓発事業		調査研究事業		地域社会貢献事業	その他事業				小計
	広報誌発行事業	ホームページ運営事業	設計技術向上事業	設計施工技術共同研修事業	建築設備無料相談事業	ボランティア活動事業	情報交換事業			
給料手当								0	1,296,000	1,296,000
福利厚生費								0	200,000	200,000
会議費	60,000		28,000	20,000			1,080,000	1,188,000	652,000	1,840,000
旅費交通費	100,000		68,000	28,500	10,000	100,000	608,000	914,500	270,000	1,184,500
通信運搬費	100,000							100,000	165,660	265,660
減価償却費								0	35,943	35,943
消耗品費	6,000							6,000	70,000	76,000
印刷製本費	800,000		30,000					830,000	50,000	880,000
新聞購読料								0	62,400	62,400
光熱水料費								0	63,000	63,000
賃借料			20,000	20,000			5,000	45,000	1,089,780	1,134,780
諸謝金			30,000					30,000	0	30,000
租税公課								0	300,000	300,000
支払負担金							680,000	680,000	143,600	823,600
委託費	20,000	174,960						194,960	183,696	378,656
慶弔費								0	120,000	120,000
手数料								0	15,000	15,000
雑費						10,000		10,000	30,000	40,000
小 計	1,086,000	174,960	176,000	68,500	10,000	110,000	2,373,000	3,998,460	4,747,079	8,745,539
	1,260,960		244,500		10,000	2,483,000		3,998,460		
	3,998,460									

(2 9 0 3 2 4)

平成 2 9 年度事業活動収入積算 8,180,100 円

大科目	中科目	金額 (円)	積算根拠
入会金収入	入会金収入	0	
会費収入		5,660,000	
	正会員会費収入	1,300,000	正会員会費 50,000 円×26 事務所=1,300,000 円
	賛助会員会費収入	4,360,000	賛助会員会費 40,000 円×109 社=4,360,000 円
事業収入		1,540,000	
	普及啓発事業収入	700,000	
	広報誌発行事業収入	700,000	広告料収入 一式 700,000 円
	その他事業収入	840,000	
	情報交換事業収入	840,000	建築関係団体新年会会費 7,000 円×60 人= 420,000 円 <u>会員交流会会費 7,000 円×60 人= 420,000 円</u> 小 計 840,000 円

負担金収入		880,000	
	負担金収入	880,000	総会懇親会会費（負担金） 5月総会 6,000 円×60 人= 360,000 円 日設事連会費 20,000 円×26 人= 520,000 円 小 計 880,000 円
雑収入		100,100	
	受取利息収入	100	静岡信用金庫普通口座利息 一式 100 円
	雑収入	100,000	総会祝儀 一式 100,000 円

(290324)

平成29年度事業活動支出積算（事業費支出） 3,998,460 円

大科目	中科目	金額（円）	積算根拠
1 普及啓発事業		1,260,960	
(1)広報誌発行事業		1,086,000	
	会議費支出	60,000	広報委員会（会場費、飲食費など） $4,000 \text{ 円} \times 10 \text{ 人} = 40,000 \text{ 円}$ $\text{昼食代 } 1,000 \text{ 円} \times 10 \text{ 人} \times 2 \text{ 回} = 20,000 \text{ 円}$ 小 計 60,000 円
	旅費交通費支出	100,000	広報誌編集委員会など $25,000 \text{ 円} \times 4 \text{ 回} = 100,000 \text{ 円}$
	通信運搬費支出	100,000	広報誌発送（メール便） 一式 100,000 円
	印刷製本費支出	800,000	印刷費 一式 800,000 円
	委託費支出	20,000	広報誌封筒入れ作業 一式 20,000 円
	消耗品支出	6,000	文具 一式 6,000 円
(2)ホームページ運営事業		174,960	
	委託費支出	174,960	ホームページ維持費 一式 174,960 円

2 調査研究事業		244,500	
(1)設計技術向上事業		176,000	
	会議費支出	28,000	技術委員会（会場費、飲食費など） 4,000 円×7 人＝ 28,000 円
	旅費交通費支出	68,000	技術委員会 29,000 円×2 回＝ 58,000 円 技術環境講習会（講師旅費） 10,000 円 小 計 68,000 円
	印刷製本費支出	30,000	テキスト印刷 一式 30,000 円
	賃借料支出	20,000	技術環境講習会会場費 一式 20,000 円
	諸謝金支出	30,000	講師謝金（謝礼） 一式 30,000 円
(2)設計施工技術共同 研修事業		68,500	
	会議費支出	20,000	共同事業推進委員会（会場費、飲食費など） 4,000 円×5 人＝20,000 円
	旅費交通費支出	28,500	共同事業推進委員会 9,500 円×3 回 ＝ 28,500 円
	賃借料	20,000	共同事業技術講習会会場費 一式 20,000 円
3 地域社会貢献事業		10,000	
(1)建築設備無料相談 事業		10,000	
	旅費交通費支出	10,000	現地無料相談交通費 一式 10,000 円

4 その他事業		2,483,000	
(1)ボランティア活動事業		110,000	
	旅費交通費支出	100,000	旅費交通費 一式 100,000 円
	雑費支出	10,000	雑費 一式 10,000 円
(2)他団体等との情報交換事業		2,373,000	
	会議費支出	1,080,000	総務委員会（会場費、飲食費など） 4,000 円× 10 人 = 40,000 円 建築関係団体新年会 7,000 円×60 人 = 420,000 円 会員交流会会場費 一式 20,000 円 会員交流会経費 10,000 円×60 人 = 600,000 円 小 計 1,080,000 円
	旅費交通費支出	608,000	総務委員会 30,000 円×2 回 = 60,000 円 県設備課意見交換会参加会員旅費 一式 25,000 円 日設事連会長会議等旅費 16,000 円× 4 回×2 人 = 128,000 円 静岡県・浙江省友好提携 35 周年記念事業 県代表団参加費 一式 150,000 円 東海 4 県会長会議（名古屋市内）会長等旅費 一式 45,000 円 北陸・甲信越・中部ブロック協議会旅費 50,000 円×4 人= 200,000 円 小 計 608,000 円
	負担金支出	680,000	日設事連会費 20,000 円×26 人=520,000 円 北陸・甲信越・中部ブロック協議会負担金 20,000 円×4 人= 80,000 円 静岡県住宅振興協議会年会費 30,000 円 Sepa 会助成金 50,000 円 小 計 680,000 円
	賃借料支出	5,000	県設備課意見交換会会場費 一式 5,000

平成29年度事業活動支出積算（管理費支出）4,711,136 円

大科目	中科目	金額（円）	積算根拠
管理費支出	給料手当支出	1,200,000	事務員給与 100,000 円×12 月 = 1,200,000 円
	通勤費支出	96,000	事務員通勤手当 8,000 円×12 月 = 96,000 円
	福利厚生費支出	200,000	労働保険料の事業主負担分 一式 20,000 円 社会保険料の事業主負担分 一式 180,000 円
	会議費支出	652,000	総会経費 52,000 円 総会懇親会経費 500,000 円 地区会 100,000 円 小 計 652,000 円
	旅費交通費支出	270,000	理事会 40,000 円×5 回= 200,000 円 役員等の交通費（会議以外・県外など） 一式 70,000 円 小 計 270,000 円
	通信運搬費支出	165,660	電話、切手、郵送料、メール便代など 一式 150,000 円 プロバイダー料（アクロス・ひかりファミリーコース） 一式 15,660 円 小 計 165,660 円
	消耗品支出	70,000	文具など消耗品 一式 70,000 円
	印刷製本費支出	50,000	デジタル複合機使用料 一式 50,000 円

新聞購読料支出	62,400	建通新聞購読料 31,200 円× 2 回=62,400 円
光熱水料支出	63,000	電気料 3,500 円×12 月=42,000 円 水道下水道料 <u>3,500 円× 6 回=21,000 円</u> 小 計 63,000 円
賃借料支出	1,089,780	事務所家賃 75,800 円×12 月= 909,600 円 ノートパソコン・レーザプリンター（富士通） 5,040 円×12 月= 60,480 円 デジタル複合機 <u>9,975 円×12 月= 119,700 円</u> 小 計 1,089,780 円
租税公課支出	300,000	法人税、法人県民税、法人市民税 一式 300,000 円
負担金支出	143,600	町内会費 300 円×12 月= 3,600 円 NPO 法人静岡県建築物安全確保支援協会会費 40,000 円 自民党党员・党友の集い会費他 <u>100,000 円</u> 小 計 143,600 円
委託費支出	183,696	会計処理委託（行政事務所） 一式 150,000 円 プリンター年間保守料 一式 33,696 円
慶弔費支出	120,000	祝儀、祝い金、見舞金、香典、花輪等 一式 120,000 円
手数料支出	15,000	振込手数料等 一式 15,000 円
雑費支出	30,000	一式 30,000 円

平成 2 9 年度各委員会・地区会・ゴルフ部会予算額一覧表

委員会	事業名	予算額
総務委員会		1, 1 7 0, 0 0 0円
	会議費・交通費	1 0 0, 0 0 0円
	建築関係団体新年会	4 2 0, 0 0 0円
	会員交流会	6 2 0, 0 0 0円
	県設備課意見交換会	3 0, 0 0 0円

委員会	事業名	予算額
技術委員会		2 4 4, 5 0 0円
	会議費・交通費	8 6, 0 0 0円
	技術講習会	9 0, 0 0 0円
	設計施工技術共同研修事業	6 8, 5 0 0円

委員会	事業名	予算額
広報委員会		1, 2 6 0, 9 6 0円
	会議費・交通費	1 6 0, 0 0 0円
	広報誌発行事業	9 2 6, 0 0 0円
	ホームページ運営事業	1 7 4, 9 6 0円

地区会・・・・東部・中部・西部 全地区で 1 0 0, 0 0 0円

ボランティア活動事業費・・・・1 1 0, 0 0 0円

ゴルフ部会・・・・ 5 0, 0 0 0円

理事及び監事の選任について

平成 29 年度から平成 30 年度の理事及び監事候補

1 理事候補

- (1) 佐野 富士雄 (ME サポート代表)
- (2) 植田 賢司 (ウエダ建築設備事務所代表)
- (3) 名波 睦生 (ナナミ電気設計代表)
- (4) 甲斐 裕士 (設備設計 K A I 代表)
- (5) 神谷 保孝 (有)セイブ設備計画代表取締役)
- (6) 杉山 敬 (杉山設備設計事務所代表)

2 監事候補

- (1)
- (2)

3 地区幹事長候補

- 東部 佐野 富士雄 (ME サポート代表)
- 中部 川端 猛真 (有)総合設備計画事務所取締役)
- 西部 辻 信之 (株)ツジシステムデザイン代表取締役)

平成29年度常任委員会構成（案）

（◎委員長 ○副委員長 2 □賛助会員）

委員会名	任務	委員	人数
総務委員会	1 普及啓発事業 (1) 分離発注促進事業 2 地域社会貢献事業 (1) 分煙技術支援事業 3 その他事業 (1) 他団体等との情報交換事業 ① 建築関係団体新年会 ② 会員研修会 ③ 県担当課との意見交換会 4 法人管理事業 (1) 総会運営の支援など 5 その他必要なこと	◎ ○ ○ 手塚 正一 赤堀 智和 植田 和孝	東 中 西 3
技術委員会	1 調査研究事業 (1) 建築設備設計技術向上事業 (2) 設計施工技術共同研修事業 2 その他必要なこと	◎ ○ ○ 伴 賢二 鈴木 洋之	東 中 西 2
広報委員会	1 普及啓発事業 (1) 広報誌発行事業 (2) ホームページ運営事業 2 その他必要なこと	◎ ○ ○ 齊藤 隆幸 □藤井裕典（TOA） □福嶋 健二 （光陽エンジニアリング） □野崎 裕幸（シズデン）	東 中 西 1 賛助 3

平成29年度地区会構成

（◎幹事長 ○副幹事長）

地区会名	任務	役員	人数
東部地区会	1 地域社会貢献事業 (1) 建築設備無料相談事業	◎佐野富士雄 ○	6
中部地区会	2 その他事業 (1) ボランティア活動事業	◎川端 猛真 ○	11
西部地区会	3 その他必要なこと	◎辻 信之 ○	9

（平成29年 月 日現在）

定款、規則、規程の変更について

定款・規則の変更→理事会で承認の後、総会での承認が必要
規程の変更→理事会の承認が必要

[定款の変更]

○第 4 章 総会 第 18 条 議事録 (議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員の中からその会議において選出された議事録署名人 2名以上は、前項の議事録に記名押印する。

↓

2名以上を1名以上にする。

変更とする理由

現在、総会議事録は、議長と出席した正会員から選出された議事録署名人2名の計3名が議事録に記名押印しているが、正会員から選出される議事録署名人を1名としても議事録の内容の正当性の証明が損なわれるものではないと考える。

正会員が減少している現状を考えると、各正会員の負担軽減のためにも現在の2名以上から1名以上に変更したい。

[規則の変更]

○会費規則 第 2 条 入会金及び年会費

第 2 条 一般社団法人静岡県設備設計協会定款（以下「定款」という。）第 7 条に定める入会金及び年会費は次に掲げるところによる。

(1) 正会員

① 入会金 30,000円

② 年会費 50,000円

(2) 賛助会員

① 入会金 30,000円

② 年会費 40,000円

↓

正会員年会費50,000円を70,000円にする

変更とする理由

平成 29 年度より（一社）日本設備設計事務所協会連合会（仮称）（以下「日設事連」）に加入するにあたり、年会費が 1 社につき 2 万円掛かることから、現行の年会費 5 万円に日設事連の年会費を加えた 7 万円に変更したい。

○総会議事運営規則 第32条 議事録

(議事録)

第32条 総会の議事については、議事録は書面をもって作成し、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載して、議長及び出席した正会員のうちからその会議において選出された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

2 前項の議事録は、10年間本法人の事務所に備え置かなければならない。



2名以上を1名以上にする。

変更とする理由

定款第4章総会 第18条 議事録の2名以上を1名以上にする、と同様。

[規程の変更]

○会員規程 第3条 入会通知

(入会通知)

第3条 会長は、理事会において入会の可否を決定したときは、その結果を直ちに様式第2号により入会申込者に通知しなければならない。

2 会長は、前項の通知をしたときは、第6条に定める会員名簿及び入退会管理簿に必要事項を記載しなければならない。



次の項目を追加する

3 本法人に入会した者は、本法人の加入する一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会に加入したものとする。

変更とする理由

本協会に加入イコール上部団体にも加入ということを明文化することで、日設事連加入へのスムーズな流れをつくる意味から項目の追加をしたい。

○委員会規程 第5条 委員

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長2名を置き、委員のうちから互選により選出する。



副委員長を1名以上置き、～互選により選出する。

変更とする理由

正会員減少により、委員会委員の人数確保も困難であるため、副委員長は1名以上として会員への負担軽減を図る。

○地区会規程 第5条 幹事

(幹事)

第5条 地区会に幹事長1名及び副幹事長1名を置き、構成員のうちから互選により選出する。

↓

必要に応じ副幹事長1名を置くことが出来、～互選により選出する。

変更とする理由

正会員減少により、地区会の人数確保も困難であるため、副幹事は必要に応じて1名置くとし、会員への負担軽減を図る。

(一社) 静岡県設備設計協会定款・規則・規程 (抜粋)

・ 定款

第4章 総会

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員の中からその会議において選出された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に記名押印する。

(総会議事運営規則)

第19条 総会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において別に定める総会議事運営規則による

・ 規則

会費規則

(入会金及び年会費)

第2条 一般社団法人静岡県設備設計協会定款（以下「定款」という。）第7条に定める入会金

及び年会費は次に掲げるところによる。

(1) 正会員

① 入会金 30,000 円

② 年会費 50,000 円

(2) 賛助会員

① 入会金 30,000 円

② 年会費 40,000 円

2 前項の規定にかかわらず、事業年度の途中で入会した正会員及び賛助会員のその年度の年会費は理事会で決定する。

総会議事運営規則

(議事録)

第32条 総会の議事については、議事録は書面をもって作成し、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載して、議長及び出席した正会員のうちからその会議において選出された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

・ 規程

会員規程

(入会通知)

第3条 会長は、理事会において入会の可否を決定したときは、その結果を直ちに様式第2号により入会申込者に通知しなければならない。

2 会長は、前項の通知をしたときは、第6条に定める会員名簿及び入退会管理簿に必要事項を記載しなければならない。

委員会規程

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長2名を置き、委員のうちから互選により選出する。

2 委員長は、委員会の会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

地区会規程

(幹事)

第5条 地区会に幹事長1名及び副幹事長1名を置き、構成員のうちから互選により選出する。

2 幹事長は、地区会の会務を総括する。

3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

業務執行理事の職務執行状況報告について

1 根拠

【一般社団法人及び公益社団法人に関する法律】

第91条 次に掲げる理事は、理事会設置一般社団法人の業務を執行する。

一 代表理事

二 代表理事以外の理事であって、理事会の決議によって理事会設置一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの

2 前項各号に掲げる理事は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。ただし、定款で毎事業年度に四箇月を超える間隔で二回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、この限りではない。

【定款】

第22条第3項 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行を理事会に報告しなければならない。

注）会長は代表理事、副会長及び専務理事は業務執行理事として選定されたもの

2 今回の報告

（１）期間

平成28年7月16日から平成29年3月24日まで

（２）内容

① 三ツ井会長

役員職務権限規程に基づき職務を適正に行った。

特に、2回の理事会の開催、北陸・甲信越・中部ブロック会議への出席を行った。

② 植田副会長

役員職務権限規程に基づき会長を補佐し、職務を適正に行った。

③ 山森専務理事

役員職務権限規程に基づき会長を補佐し、また事務局の会計処理を検査し、職務を適正に行った。

東海４県技術連絡会・意見交換会報告について

１ 日 時

平成２９年２月１３日（月）１５時～１６時３０分

２ 会 場

中部地方整備局会議室

３ 参加者（当協会）

植田副会長、名波総務委員長

４ 会議内容

別添資料のとおり

平成28年度 設備設計協会（東海4県）との意見交換会

日時：平成29年2月13日（月）15：00～16：30

場所：名古屋地方合同庁舎第2号館 3階共用中会議室

議 事 次 第

1. 開 会 司会・進行 中部地方整備局整備課長補佐
2. 挨 拶 中部地方整備局営繕品質管理官
3. 出席者紹介
4. 懇談内容

西澤

1) 中部地方整備局からの情報提供

- 営繕工事における「入札時積算数量書活用方式」の試行について
- 「官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領」の改定について
- 公共建築工事積算基準類の改定について
- 官公庁施設整備における発注者のあり方について

2) 各県協会の概要と現況について

3) 意見交換

5. 閉 会

資 料

- 資料-1：営繕工事における「入札時積算数量書活用方式」の試行
- 資料-2：「官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領」の改定
- 資料-3：公共建築工事積算基準類の改定
- 資料-4：官公庁施設整備における発注者のあり方

平成28年度 設備設計協会(東海4県)との意見交換会 出席者名簿

日時：平成29年2月13日(月) 15:00~16:30

場所：名古屋地方合同庁舎第2号館 3階共用中会議室

番号	団 体 名	所 属	役 職	氏 名	備 考
1	(一社)静岡県設備設計協会		副会長	植田 賢司	
2	〃		総務委員長	名波 睦生	
3	(一社)三重県設備設計事務所協会		会長	杉本 治	
4	岐阜県設備設計事務所協会		会長	高間 寛治	
5	〃		副会長	原 弘久	
6	(一社)愛知県設備設計監理協会		会長	村上 正継	
7	〃		副会長	伊藤 弘正	
8	〃		専務理事	植田 亮	
9	〃		総務理事	佐橋 政人	
10	〃		総務委員長	黒田 慎二	
11	〃		業務・技術委員長	森 茂輝	
12	中部地方整備局	営繕部	営繕品質管理官	北原 浩行	
13	〃	営繕部	設備技術対策官	雨堤 健	
14	〃	営繕部整備課	課長	稲垣 億作	
15	〃	営繕部整備課	課長補佐	豊吉 明彦	
16	〃	営繕部整備課	課長補佐	西澤 栄治	

(一社) 静岡県設備設計協会の概要と現況

【協会の目的】

建築設備等の知識に関する普及・啓発及び情報の提供、社会的要請に応えるための建築設備等の技術に関する調査・研究並びに建築設備設計に関する人材の育成などを行い、もって県民の安全で快適な生活の発展に寄与することを目的とする。

事業(1) 建築設備等の知識に関する普及・啓発及び情報の提供

(2) 社会的要請に応えるための建築設備等の技術に関する調査・研究

(3) 建築設備設計に関する人材の育成

(4) 建築設備相談会の開催等地域社会に貢献する事業

(5) その他目的を達成するために必要な事業

【協会の概要】

昭和40年4月9日に静岡県設備設計事務所協会として発足。昭和50年会員23社、昭和60年会員41社、賛助会員82社。平成13年社団法人化、社団法人静岡県設備設計協会。平成17年創立40周年。

平成25年4月1日一般社団法人化、一般社団法人静岡県設備設計協会。

平成27年創立50周年。

【協会の会員数】

正会員26社 賛助会員110社

【主な事業活動】

(1) 広報誌「風とあかり」の発行

(2) ホームページの運営管理

(3) 技術講習会の開催

(4) (一社) 静岡県設備協会との共同事業の開催(技術研修会・視察研修)

(5) 静岡県設備課及び重要市設備課との意見交換会の開催

(6) 会員研修会(講演会・意見交換会)の開催

(7) 建築設備無料相談会の開催

(8) 海岸清掃などのボランティア活動の実施

【静岡県内の設備設計の現状等】

(1) 小規模事務所が多い中で、大型物件への対応や将来へ向けての事務所の維持などが課題である。

(2) 設備設計の将来を真剣に考えなければならない時期にあり、登録制度などの法整備についても議論を進めて欲しい。

(3) 正会員・賛助会員の増加が困難な状況。若い人材の育成が急務である。

(4) 価格競争に伴い設備下請け業者の技術力も低下傾向にあり、設計の内容も精度の向上が求められている。新規設計事務所の増加が見込めない現在、これからの設計技術者の育成に対応しない限り、これまでの発注形態の見直しが求められる様になると思われる。

岐阜県設備設計事務所協会の概要と現況

【協会の目的】

設備設計、監理の技術向上と業務の進歩改善をはかり、その社会的地位の向上に努め、もって地域社会の発展と、公共の福祉の増進に寄与する事を目的とする。

【協会の概要】

岐阜、西濃、中濃、東濃および飛騨地域での設備設計事務所の確保、およびその業務に対する、公共機関からの理解を求めて情宣活動を行っています。

岐阜県から設備設計事務所には、単独に設備設計業務を発注していただいております。その業務委託先の選定に、“設備設計事務所登録”に記載されました登録事務所を指定しています。設備設計事務所の充実と発展、さらに設備設計技術者の育成に努力してきています。

【協会の会員数】

正会員 9社 賛助会員 52社 準会員 9名

【主な事業活動】

各都道府県との設備設計事務所を取り巻く諸問題（業務評価、業務料、地位確保等）に関する情報交換と、設備設計業務と設備設計事務所の社会的評価を求めて活動。

岐阜県内の市町村及び法人団体等への広報。

建築士事務所協会、JIA、電業協会、設備工業協会、および建築士会等との情報交換と関連業界発展への協力事業の展開。

【岐阜県内の設備設計の現状等】

従来の総合建築設計（意匠・構造・設備一括）から、設備設計業務が独立した業務であるとの認識がひろまりつつあり、岐阜市、大垣市、美濃加茂市、関市等の公共建築課に設備技術者を配置されている。

業務入札が大部分の市も“電子入札”に移行され、その業務の枠として建築設計とは別枠にて建築設備設計が設けられている。

【愛知県内の設備設計の現状等】その2

1. 設備設計監理業務の分離発注について

愛知県始め各市町村の対応として、設備設計監理業務の設備設計事務所への直接発注はあるものの、設備の改修設計にとどまっています。

新築建物の設計監理業務の分離発注としては、名古屋市、都市再生機構などの一部にとどまっています。

建物に係る設計業務の高度化、建築、構造、設備設計の専門分野化に対応するように、建築士法の改正もありましたので、適正な業務報酬、業務責任の明確化を図る上でも分離発注を拡大していただくように活動をしています。

2. 設備設計監理業務の受発注状況

近年、学校施設の冷房化、非構造部材の耐震化、防災拠点施設の強靱化等の業務が多く発注されております。また従前からの既存の設備機器の更新時期を迎えているという状況もあり、省エネや効率的運用方法への改善などの観点から多くの業務が発注されております。

協会の会員もそれらの事業を円滑に進めるため何とか受注するよう心がけておりますが、実状は手一杯の状況が続いております。できれば発注時期、工期などを考慮していただくようお願いします。

3. 次世代技術者の確保

昨年も説明いたしましたように、協会では3年程前より、愛知県内建築系大学生への建築設備設計業務の説明会を開催しております。大学3年生、4年生の学生への設備設計業務の周知を行い、設備設計事務所への就職をお願いしております。そのかいもあり、少しずつ若手も増えてきております。業務にあたって、そういう場面ではご指導のほどよろしくお願いします。

平成29年2月13日(月) 平成28年度設備設計協会（東海4県）との意見交換会『懇談項目』

懇談項目	概要説明	提案者
【(一社) 愛知県設備設計監理協会】 1. 設計条件の明確化について	基本設計が変更される場合の手順について、入札公告や契約図書で明確にしておくこと等対応を要望したい。実施設計業務中の施設からの要望や確認の中で発生したことや現地確認等による変更事項での比較検討・提案要望業務が実施業務以外に負担が大きくなると感じる。	愛知県設備設計監理協会

営繕工事における「入札時積算数量書活用方式」の試行



背景

- 改正品確法において「公正な契約を適正な請負代金額によって信義に従って誠実に履行する」と基本理念に規定された。
- 従来から入札参加予定者へ「数量書」を公開、提供。ただし、「数量書」は参考資料との位置づけのため、契約後の発注者の運用にばらつきがあった。

入札時積算数量書活用方式(試行)

・4月1日以降入札手続きを開始する営繕工事に適用
・地方公共団体等に対して本取組みについて周知

概要

- 入札参加者に、発注者の示す数量書「入札時積算数量書」の活用を促す。
- 契約後、入札時積算数量書の積算数量に疑義が生じた場合に、受発注者間で協議※し、必要に応じて数量を訂正し請負代金額を変更することを契約事項とする。

※受注者発議の協議は、入札時に発注者が示す入札時積算数量書の積算数量を活用した場合に可能

効果

- 円滑な変更協議によって、適正な数量に基づいた請負代金額となり、工事目的物の品質確保及び契約の適正化に寄与する。
- 発注者が示す数量書の活用の促進により、入札参加者の積算の一層の効率化に寄与する。

今後の取組み

- 試行を通じ、受注者等からの意見・要望や課題等を把握し、必要に応じ改善を図る。
- 地方公共団体等に対し、公共建築相談窓口での相談対応や各種会議等における説明を通じ普及・促進を図る。

「官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領」(平成21年4月1日制定)
平成28年2月1日改定概要

1 改定の目的

- ・耐震診断及び耐震改修に係る業務報酬基準(告示第670号)への対応
- ・(要領について)規定内容の明確化のため一部表現を見直し

2 基準の改定概要

- (1) 対象に「耐震診断」を追加。
- (2) 告示15号に加えて、告示670号の考え方に基づく旨を規定。
- (3) 告示670号に規定された「検査費」を特別経費に含めて算定する旨を規定。

3 要領の改定概要

- ・告示第670号に規定される標準外の業務を踏まえ、耐震改修設計及び耐震診断について、追加業務となる業務を例示。
- ・業務人・時間数の算定方法について、以下を追加。
 - ・耐震改修設計に関する算定方法(床面積に基づく算定方法)
 - ・耐震診断業務に関する算定方法

(1) 耐震改修設計に関する算定方法

- ・「公共建築設計業務委託共通仕様書」を適用して設計業務を委託する場合の算定方法を規定。
- ・算定方法の適用条件
 - ・構造に係る設計のみを対象
 - ・床面積の合計が告示の対象範囲内(500~7,500㎡)
 - ・耐震診断を実施した建築士事務所に委託する場合を基本
 - ・構造に係る設計(設計意図伝達業務を除く)の一般業務を全て委託
(備考) 次の場合は、従前のとおり図面目録に基づく算定方法による。
 - ・総合及び設備に係る設計
 - ・告示第670号の対象範囲から外れる構造に係る設計

(2) 耐震診断業務に関する算定方法

- ・一般業務の内容を、告示第670号に規定される標準業務のとおりとする。
- ・告示第670号に規定される標準業務人・時間数に対応する床面積に基づく算

平成28年12月20日

官庁営繕部計画課

公共建築工事における一般管理費等率を改定

～適正な費用を工事費に反映～

国土交通省では、公共建築工事の一般管理費等率を見直し、公共建築工事積算基準の改定を行いました。

本改定は、平成29年1月以降入札公告する営繕工事から適用します。

- 今般、平成26年6月に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律の基本理念にのっとり発注者の責務を果たすため、建設企業を対象とした財務実態調査の結果等を踏まえ、一般管理費等率及び下請企業の経費率を見直し、公共建築工事積算基準の改定を行いました。
- 今回の改定は、平成29年1月1日以降に入札公告を行う営繕工事*から適用してまいります。

※国土交通省官庁営繕部、各地方整備局営繕部・営繕事務所、北海道開発局営繕部及び沖縄総合事務局開発建設部が発注を担当する営繕工事

【工事費積算基準のHPアドレス】

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html#2-6

<問い合わせ先> (代表 03-5253-8111)

官庁営繕部 計画課 営繕積算企画調整室

営繕積算高度化対策官 田中 (内線 23-243)

積算基準係長 鈴木 (内線 23-246)

直通: 03-5253-8226、FAX: 03-5253-1542

平成29年1月20日

官 庁 営 繕 部

「官公庁施設整備における発注者のあり方について」(答申)

ー 公共建築工事の発注者の役割 ー

～社会資本整備審議会～

本日、国土交通大臣宛てに、社会資本整備審議会（会長：三村明夫新日鐵住金（株）相談役名誉会長、日本商工会議所会頭）から「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申をいただきました。

答申では、公共建築工事の「発注者の役割」を明確にするとともに「その役割を果たすための方策」が提言されており、全ての公共建築工事の発注者（国及び地方公共団体）へ向けた内容となっています。

なお、この答申は、国土交通大臣が平成28年6月20日付けで行った諮問に対するものであり、建築分科会官公庁施設部会（部会長：大森文彦東洋大学法学部教授、弁護士）において4回の審議を経て取りまとめられたものです。

【答申のポイント】

○これまで十分に整理されていなかった「公共建築工事における発注者の役割」を明確化※

※ 民間建築工事や公共土木工事と対比した「公共建築工事の特徴」を踏まえて整理

■ 発注者の役割

①公共建築工事の企画・予算措置を行う部局※との連携

企画・予算措置の段階（工事の大枠の条件が決定）で、国民から見て過不足のない公共建築としての品質が確保されるよう技術的な助言を行うなど連携。

※ 公共建築工事は、建築物を所管し工事の企画・予算措置を行う部局（事業部局）と発注者の発注業務を担当する部局（発注部局）とが異なる場合が多い。

②公共建築工事の発注と実施

多種多様な諸条件（事業部局、国民、政策、利用者、近隣住民、現場状況等）を過不足なく把握し、相反・相互矛盾なく明確な発注条件（設計業務、工事等）を作成し、工事を実施。

○「公共建築工事の発注者が役割を果たすための方策（国土交通省の取組）」を提言

【発注者の役割の共有化】○ 発注者の役割の「解説書」を作成※、発注者への普及・浸透

【発注者の業務の効率化】○ 技術基準等の整備・活用、研修等による人材育成の促進

【個別工事の支援】○ 発注者支援に関する環境整備、相談窓口の活用促進

※「解説書」については、作成次第、国土交通省ホームページにおいて公表します。

これまでの審議経過等については、以下のページをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s203_shisetsu01.html

（お問い合わせ先）

国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課 営繕企画官 池田 公隆

代表 03 (5253) 8111 (内線 23122) 直通 03 (5253) 8229 FAX 03 (5253) 1541

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課 営繕技術企画官 松尾 徹

代表 03 (5253) 8111 (内線 23222) 直通 03 (5253) 8234 FAX 03 (5253) 1542

官公庁施設整備※における発注者のあり方について

※客申本文では、「公共建築工事」としている

国土交通省
大臣官房 官庁営繕部

公共建築工事において

- 「1. 発注者の役割」を明確にし、
- 「2. その役割を果たすための方策」

を提言

- (背景) ○ 品確法等の改正 (発注者責務の規定)
○ 基礎ぐい工事問題 (民間工事指針の策定)
- (現状と課題) ○ 国、地方公共団体の発注者の体制は多様 (市町村3割で技術者ゼロ)
○ 発注者の業務内容は変化 (建物の用途変更・複合化等の要請)
○ 一方で、公共建築工事において、発注者の役割が明確化されておらず、的確な対応が困難な状況

1. 発注者の役割

A 企画・予算措置を行う事業部局との連携 (「技術的な助言等」)

B 公共建築工事の発注・実施 (「諸条件の把握」、「発注条件の取りまとめ」、「設計・工事等の発注・実施」)

公共建築工事の特徴	発注者に求められること
(1) 国等が主体となつて行う事業 民間建築工事との対比	・ 国民から見て過不足のない適切な品質の確保、 様々な政策課題の建築工事への適用・反映
(2) 発注主体において、 発注部局と事業部局が異なる場合が多い (事業部局は、企画・予算措置、施設管理を実施)	・ 企画・予算措置を行う事業部局との連携
(3) 建築工事ごとに様々な関係者が存在し (施設管理者、利用者、 近隣住民等)、求められる諸条件も多種多様	・ 様々な関係者からの多種多様な諸条件を把握、取捨選択の上、 過不足や相反・相互矛盾のない発注条件の取りまとめ
(4) 設計等に、建築基準法、建築士法が適用 公共土木工事との対比	・ 最も適切な設計者等の選定、告示に基づく予定価格の設定
(5) 建築市場全体で、公共の割合が極めて小さい	・ 民間市場の動向を把握し、発注条件や予定価格に反映

2. 発注者の役割を果たすための方策 (国土交通省の取組)

- 【発注者の役割に関する認識の共有化】 ○ 発注者の役割の「解説書」を作成、発注者への普及・浸透
- 【発注者の業務の効率化】 ○ 技術基準等の整備・活用、研修等による人材育成の促進
- 【個別工事の支援】 ○ 発注者支援に関する環境整備、相談窓口の活用促進

それぞれの
公共建築工事の
適切な実施に資する

官公庁施設整備における発注者のあり方について

一 公共建築工事の発注者の役割 一

(答申)

平成29年1月20日

社会資本整備審議会

< 目 次 >

I. はじめに	1
II. 公共建築工事における発注者の役割	3
1. 公共建築工事の特徴と発注者に求められること	3
(1) 国等が主体的に行う事業であること	3
(2) 発注部局と事業部局とが異なる場合が多いこと	3
(3) 事業部局以外にも多様な関係者が存在し、個別性が強いこと	4
(4) 設計業務、工事監理業務に、建築基準法、建築士法が適用されること	4
(5) 建築市場全体の中で、公共の占める割合が極めて小さいこと	4
2. 公共建築工事における発注者の役割	4
(1) 企画立案等に関する事業部局との連携	5
(2) 公共建築工事の発注と実施	5
1) 諸条件の把握と発注条件の取りまとめ	6
2) 設計業務、工事等の発注と実施	7
III. 発注者がその役割を適切に果たすための方策	9
1. 多様な発注者の状況	9
2. 発注者がその役割を適切に果たすための方策	9
(1) 発注者の役割の理解の推進	9
(2) 技術基準等の整備・活用と人材育成の推進	10
(3) 個別の公共建築工事の適切な発注と実施等のための外部機関の活用等の推進	10
(4) 発注者間の協力や連携の推進等	10
IV. 当面実施すべき施策	11
(1) 発注者の役割の理解の促進	11
(2) 技術基準等の整備・活用と人材育成の促進等	11
1) 技術基準等の整備・活用の促進	11
2) 人材育成の促進	11
3) 発注者の業務内容に関する情報提供の推進	11
(3) 個別の公共建築工事の適切な発注と実施に資するための環境の整備	12
1) 相談窓口の活用促進と適切な対応	12
2) 外部機関の活用に関する環境の整備	12
(4) 発注者間の協力や連携の促進等	12
V. おわりに	13

II. 公共建築工事における発注者の役割

公共建築工事の発注者の役割をわかりやすく示すために、まず、公共土木工事や民間建築工事との対比の下に、公共建築工事の特徴と発注者に求められることを明らかにし、それを踏まえて発注者の役割を整理している。

1. 公共建築工事の特徴と発注者に求められること

公共建築工事の特徴と、その特徴を踏まえた発注者に求められることを、以下の五点に整理した。(1)は民間建築工事、(2)～(5)は公共土木工事との対比により示される特徴と発注者に求められることである。

(1) 国等が主体的に行う事業であること

- 公共建築工事は、主に税金を使って行われる事業^{※1}であり、それぞれの事業は国民生活に寄与するものである。そのため、発注者には、①国民^{※2}からの求めに応じた過不足のない公共建築としての適切な品質を確保すること、②国等の政策を公共建築工事に反映すること、③国民に対する説明責任を果たすこと(法令等に基づき透明性・公平性のある発注を行うことを含む。)、が求められる。
- 公共建築工事に関しては、予算措置の際に、その大枠の条件(建築物の機能、規模、敷地、設計・工事の工程、設計費・工事費等)が決められる場合が多い。そのため、発注者には、大枠の条件が適切なものとなるように努めることが求められる。

※1 ここでのいう事業は、設計、工事、維持管理、改修及び解体の全てにわたる。

※2 地方公共団体においては、その住民である。なお、納税者としての立場と施設利用者としての立場がある。

(2) 発注部局と事業部局とが異なる場合が多いこと

- 国等においては、建築物を所管する事業部局と発注者の発注業務を担当する発注部局とが異なる場合が多い[※]。事業部局は、公共建築工事の企画立案と予算措置を行い、発注部局は、事業部局からの委任に基づき当該公共建築工事の発注等を行い、それぞれが自ら行うことに対する責任を負う。そのため、発注者(公共建築工事の発注の部局と責任者をいう。以下同じ。)には、①公共建築工事の企画立案の段階から事業部局との連携を密にすること、②事業部局から建築物に求められる諸条件を把握の上、品質、工期、コスト(ライフサイクルコストの観点によるものを含む。以下同じ。))が適切なものとなるように調整し、公共建築工事に反映すること、が求められる。

※ 同一の部局が発注部局と事業部局とを兼ねる場合もあるが、本答申においては、その場合でも発注部局と事業部局とを別部局として整理する。また、事業部局と施設管理者とが異なる場合もあるが、本答申においては、事業部局に施設管理者が含まれるものとして整理する。

(3) 事業部局以外にも多様な関係者が存在し、個別性が強いこと

- 公共建築工事には、事業部局以外にも施設利用者、近隣住民等の多様な関係者が存在し、建築物に求められるものは個別性が強い。そのため、発注者には、建築物の機能、規模、敷地、設計・工事の工程、設計費・工事費等の諸条件に加えて、多様な関係者から建築物に求められる諸条件を把握し、必要な調整を行った上で、公共建築工事に反映することが求められる。

(4) 設計業務、工事監理業務に、建築基準法、建築士法が適用されること

- 建築工事における設計業務や工事監理業務は、建築基準法(昭和25年法律第201号)及び建築士法(昭和25年法律第202号)に基づいて建築士が行う業務である。そのため、発注者には、建築士が関係法令に基づいて適切に業務が実施できるように配慮することが求められる。また、公共建築工事に求められる品質を確保する上で必要となる業務が適切に実施されるように、発注条件における業務内容を適切に設定するとともに、それぞれの公共建築工事に最も適した設計者や工事監理者を選定することが求められる。

(5) 建築市場全体の中で、公共の占める割合が極めて小さいこと

- 建築市場は民間建築工事が大多数であり、公共建築工事の材料、機器等の仕様や価格は、民間市場に大きな影響を受ける。そのため、発注者には、民間市場の動向を的確に把握し、公共建築工事の発注条件や予定価格に適切に反映することが求められる。

2. 公共建築工事における発注者の役割

上記1.を踏まえ、公共建築工事における発注者の役割について、その基本となる事項を以下の二点に再整理して示す。なお、発注者は、その役割を果たすために、必要に応じて、発注者支援を受けることが求められる。

① 企画立案等に関する事業部局との連携

- 発注者は、事業部局が行う公共建築工事の企画立案と予算措置において、それらの内容が適切なものとなるように、技術的な助言を行うなど事業部局と十分に連携する必要がある。

【諸条件の調整と発注条件への反映】

発注者は、発注条件について、事業部局が作成した公共建築工事の企画及び予算措置の内容に整合したものである必要がある。

発注者は、把握した諸条件の内容が、企画及び予算措置の内容を上回る場合や、諸条件に相反や矛盾が見られる場合には、事業部局と協議を行い、諸条件を取捨選択したり優先順位をつけたりするなど調整を行った上で、公共建築工事の品質、工期、コストが適切なものとなるように発注条件として取りまとめる必要がある。発注条件は、相互矛盾がなく、可能な限り客観的で明確なもの（可能なものは数値化する。）とする必要がある。

なお、発注条件のうち品質に関するものについては、国民からの求めに応じた過不足のない公共建築としての適切な品質が確保されとともに、その品質が将来にわたって維持されるよう、メンテナンス性（維持管理コストを含む。）にも配慮したものである必要がある。

【発注条件の変更による悪影響への留意】

設計の段階以降、特に工事の段階における発注条件の変更は、公共建築工事の品質、工期、コストに悪影響を及ぼす可能性が高くなるため、発注者は、可能な限りそのような事態が生じないように、事業部局等との調整や事前調査を十分にを行い、自らの経験も踏まえた改善を図りながら、発注条件を適切なものとしておく必要がある。

2) 設計業務、工事等の発注と実施

発注条件に基づく設計業務、工事等の発注と実施に関しては、以下に留意した上で適切に行う必要がある。

<設計業務、工事等の発注>

発注者は、透明性・公平性を確保した上で、それぞれの公共建築工事に最も適した設計者、施工者等を選定する必要がある。

発注者は、設計業務、工事監理業務の発注に当たっては、それぞれの業務内容に応じた予定価格を適正に設定する必要がある。

発注者は、工事の発注に当たっては、設計図書に基づき適切に積算数量を算出し、建築市場の動向を考慮して、それぞれの工事内容に応じた予定価格を適正に設定する必要がある。

<設計意図伝達業務、工事監理業務の発注>

発注者は、工事の段階において行う設計意図伝達業務や工事監理業務を、適切に発注する必要がある。なお、設計意図伝達業務は、設計意図を正確に伝えるために工事の段階において行われる実施設計に関する業務であることから、設計図書を作成した設計者に発注する必要がある。

<設計業務、工事等の実施>

公共建築工事の品質確保のため、発注者は、設計者、施工者等との技術的な事項に関する対話を十分に行う必要がある。

また、発注者は、設計、工事の段階において発注条件の変更の必要が生じた場合には、事業部局と必要な協議をし、公共建築工事の品質、工期、コストの整合がとれたものとなるように変更内容を調整し、契約変更を適切に行う必要がある。

【追加調査等の実施】

事前調査に関して、設計者や施工者から、設計、工事の段階において追加の調査や試験等を提案された場合には、発注者は、必要と認めるときは、追加の調査や試験等の実施を指示するとともに、それに伴う契約変更を適切に行う必要がある。

【改修工事等の実施】

撤去作業が発生する改修工事や解体工事において、発注者は、工事が関係法令等に基づき適切に行われるように、必要となる処分費等を工事の予定価格に反映する必要がある。既存建築物の状況が設計の段階までに把握しきれなかった場合には、発注者は、工事の段階において既存建築物の状況を確認し、その結果を踏まえて、契約変更を適切に行う必要がある。

<事業部局への引き渡し>

発注者は、建築物を事業部局に引き渡す際には、平常時はもとより災害時も含めて、建築物の使い方や維持管理・運営に必要な情報等について、適切に伝達する必要がある。また、建築物とともに引き渡す完成図等の保管についても、併せて伝達する必要がある。

なお、発注者は、公共建築工事の発注と実施に関して、国民に対する説明責任を果たす必要がある。その際、専門性の高い事項についても十分に理解されるように努める必要がある。

IV. 当面実施すべき施策

上記Ⅲ.の考え方を踏まえ、国土交通省は以下の施策を推進し、公共建築工事の発注者の業務が適切に行われるように努めるべきである。

(1) 発注者の役割の理解の促進

国土交通省は、それぞれの発注者が本答申で示した発注者の役割を自覚するとともに、それぞれの事業部局においても十分に理解されるように、その役割について、発注者に対して十分な周知を図ること。

そのために、本答申で示した発注者の役割に関する解説を作成するとともに、研修等を通じて、発注者の理解の促進を図ること。

(2) 技術基準等の整備・活用と人材育成の促進等

国土交通省は、公共建築工事に関する発注者の業務内容の変化への対応等を考慮した適切な業務遂行が効率的になされるように、以下の取組を行うこと。

1) 技術基準等の整備・活用の促進

国土交通省は、本答申で示した発注者の役割を踏まえ、技術基準等について総点検を行い、必要に応じて改定を行うこと。また、発注者が置かれた状況が多様であることを踏まえ、技術基準等に関する概要や、よくある質問(FAQ)等を作成し、発注者に対して情報提供を行うこと。

2) 人材育成の促進

国土交通省は、公共建築工事に関する研修等の情報について、市町村の職員も参加可能なものも含めて取りまとめ、発注者に対して情報提供を行うこと。

3) 発注者の業務内容に関する情報提供の推進

国土交通省は、以下の事項を取りまとめ、発注者に対して情報提供を行うこと。

- ① 公共建築工事の過程における留意事項や発注条件として示すべき項目、それらに関する不適切と考えられる運用、先進的取組等の優良事例
- ② 公共建築工事に関する新たな業務の内容やその具体事例

(3) 個別の公共建築工事の適切な発注と実施に資するための環境の整備

1) 相談窓口の活用の促進と適切な対応

国土交通省は、個別の公共建築工事の発注と実施、技術基準等の整備・活用等に当たって発注者が相談窓口を活用できるよう、相談窓口について、発注者に対して十分な周知を図ること。

また、発注者から寄せられる相談に対して、本答申で示した発注者の役割を踏まえた適切な助言等の対応を行うこと。

2) 外部機関の活用に関する環境の整備

国土交通省は、本答申で示した発注者の役割について、発注者への支援を行うと考えられる外部機関に対して情報提供を行うこと。また、それらの外部機関の発注者支援に関する情報を収集し、発注者に対して情報提供を行うこと。

(4) 発注者間の協力や連携の促進等

国土交通省は、発注者間の協力や連携の促進のために、また、公共建築工事の発注と実施に関する実態や課題の共有化を図るために、各省各庁や都道府県等の発注者との間、設計者や施工者等の団体等の受注者との間の意見交換を継続的に行うこと。

平成28年度 中部地方整備局コンプライアンス推進計画

平成28年3月22日

中部地方整備局コンプライアンス推進本部

はじめに

中部地方整備局では、平成24年9月に判明した「高知県内における入札談合事案」を受け、国土交通省全体として再発防止策に取り組む中、平成24年11月16日付けで、「中部地方整備局コンプライアンス推進本部」を設置し、コンプライアンスの推進及びそのための内部統制に取り組んできており、職員一人ひとりが国家公務員法、国家公務員倫理規程、発注者綱紀保持規程等の関係法令を正しく理解した上で業務を適正に行うことを目的として、研修や講習など職場での啓発活動を繰り返し行ってきた。

また、近年の社会情勢の変化や諸課題に対応するため、事業者等を含む関係者との連携、協力体制が一層必要とされていることから、関係者との良好なコミュニケーションを図ることも求められており、様々な場面で国民の疑惑や不信を招かないよう、より一層コンプライアンスの推進を図る必要がある。

平成28年度においても、これまでの取り組みを継続しつつ、国土交通省に対する社会的要請に応え、社会的責任を果たしていく意識を持ち続け、コンプライアンスを自分自身のこととして捉え行動できるよう、「平成28年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画」を策定し、以下の取組みを推進するものとする。

1. 職員のコンプライアンス意識の醸成・堅持

職員がコンプライアンスに関する研修、講習会等を繰り返し受けられる体制を作り、コンプライアンス意識の醸成・堅持を図る。

(1) コンプライアンスミーティングの実施

コンプライアンスミーティングは、職員相互間で意見を出し合うことにより、コンプライアンス意識の醸成やコミュニケーションの強化を図る上で優れた手法であり、テーマの設定及び実施方法についてより理解が深まるよう工夫して実施する。

(2) 研修における講義の実施

中部地方整備局で実施する計画研修に、コンプライアンスに関するカリキュラムを設け、関係法令に関する知識の付与、不祥事発生時のリスク等についての講義を実施する。

2. 事業者等との適切な対応

(1) 事業者等との応接ルールの周知・徹底

事業者等との応接にあたっては、公正かつ適正に行うとともに、国民の疑惑や不信を招かない方法により行うものとし、原則として受付カウンター等オープンな場所で複数の職員により対応することについて、引き続き周知・徹底を図る。

(2) 副所長室の相部屋化等

従前から実施してきた副所長室の相部屋化については、再発防止対策の趣旨に十分留意し、その取組を継続する。なお、予算措置の制約等から、直ちに実施することが困難な場合には、可視化を継続する。

3. 不正が発生しにくい入札契約手続きと情報管理の徹底

(1) 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保

積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保することにより、双方の情報を知る機会とその情報を知る者の数を限定し、情報漏洩の防止を図る取組を引き続き実施する。

(2) 入札書と技術提案書の同時提出及び予定価格作成時期の後倒し

入札書と技術提案書を同時に提出させることで、技術評価点漏洩の防止を図るとともに、予定価格の作成を入札書提出後に行うことで、予定価格漏洩の防止を図る取組を「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続の見直しの実施について」(本省通知)に基づき、一定の要件を満たす工事において引き続き実施する。

(3) 技術提案書等におけるマスキングの徹底

入札参加業者名を知る者の数を限定するとともに、特定の業者に対する不公正な評価及び情報漏洩の防止を図るため、業者から提出される技術資料等に記載された業者名のマスキングを徹底する。

(4) 情報管理の徹底

予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者名などの秘密情報に関する管理方法や管理責任者の指定等、発注事務に関する情報管理ルールの周知・徹底を図る取組を継続して実施する。また、秘密情報が含まれる文書の保管に当たり、電子データとして保管する場合にはアクセス制限、パスワード管理等技術的セキュリティの強化を図る等情報管理の徹底に継続的に取り組む。

7. 監査機能の充実

事務所におけるコンプライアンスの取組状況や入札・契約事務の適正な執行状況及び不正行為防止の取組状況を重点監査事項に位置づけ、内部監査を実施する。

監査結果については、内容を十分精査のうえ、コンプライアンス推進の取組等へ適宜反映を行う。

8. コンプライアンス推進体制

中部地方整備局におけるコンプライアンスの推進・保持を効果的・効率的かつ自律的に推進するため、局長を本部長とする中部地方整備局コンプライアンス推進本部及び推進本部決定により、本局及び各事務所(管理所)に設置したコンプライアンス推進室によるコンプライアンス推進体制を継続する。

適正業務管理官は、コンプライアンス推進の実務的な総括責任者として、本局各部・各事務所に対する指導・調整や関係機関との対外的な調整等を行う。

各ブロック(長野を除く)に置く建設専門官は、事務所毎、又はブロック単位で行うコンプライアンスの啓発・指導等に当たる。

また、外部有識者で構成される中部地方整備局コンプライアンス・アドバイザー委員会において、推進計画等の改善に向けた意見・提言を伺いながら、コンプライアンスの推進及びそのための内部統制の強化に取り組む。

賛助会会長の交代について

セルコ株式会社様より、賛助会会長について辞意の表明がありましたので
会長の交代について報告します。

旧 セルコ株式会社
 代表取締役社長 西川 昌宏 様

新 静岡ガス株式会社マルチエネルギー事業本部
 都市エネルギー部ソリューション営業グループリーダー
 磯部 智明 様

会員の退会について

賛助会員 日立金属㈱静岡営業所

退会日 平成２９年１月３１日

一般社団法人静岡県設備設計協会退会届出書

2017年 1月 5日

一般社団法人静岡県設備設計協会
会 長 三ツ井 幹雄 様

〒422-8067

住所 静岡市駿河区南町 18-1
サウス・ツ静岡 4F

氏名 日立金属(株)静岡営業所
森本 幸史
(公印省略)

当社は、静岡営業所の廃止により、平成29年1月31日（退会日）をもって貴法人を退会したいので届出ます。

委員会報告について

1 報告期間

平成２８年１２月３日から平成２９年３月２４日まで

2 報告内容

（１）総務委員会（P57）

①建築関係団体新年会

平成２９年１月２０日（金）にホテルアソシア静岡にて開催した。

出席者２４６名（内 設備設計協会 ６８名）

②第１回総務委員会を平成２９年２月１７日（金）に開催した。

（２）技術委員会（P59）

①共同事業視察研修を平成２９年２月２４日（金）～２５日（土）に行った。

視察研修先

三菱電機株式会社 冷熱システム製作所 技術棟
和歌山市手平６丁目５-６６

参加者

３６名 （設備設計協会 ９名）

（３）広報委員会（P63）

（４）特別委員会

平成28年度 第 1 回総務委員会							記録	市川
日時	平成 29年 2月 17日 (金) 17:00～18:15						場所 事務所	
出席者	名波	佐々木	泊	志賀	植田	山森	川端	伴
7人	杉山	辻						
・議事 (1) 定款・規則・規程の整備、見直しについて (一社) 日本設備設計事務所協会連合会 (仮称) 加入に係る会費の取り扱いについて 一般社団法人に移行後、定款等の見直し等を行っていなかったもので現状に即したものになるよう整備、見直しを行う事とした。 特に、今回は (一社) 日本設備設計事務所協会連合会 (以下日設事連) に加入にするための整備が必要となった。 ・定款・規則・規程の中で疑問や確認の必要が生じたものについてその解釈や修正箇所の確認をした。 内容は別紙資料 (定款チェックについて) を参照 資料掲載以外での確認事項は次のとおり ・慶弔規程で、規程の範疇にはないが協会に貢献等があった者についての扱いについては、ケースバイケースで対応していくことを確認した。 ・地区会規程で、第3条の各地区会の構成員について、地域割で決めているが、原則的なものとされていることから、会員の希望があれば地域割を超えて別の地区会に加入ができる事を確認した。 理事会での検討が必要なものについては以下のとおり。 ① 定款 第4章 総会 第18条 議事録 同様の内容として総会議事運営規則第32条 (議事録) がある。 議長及び出席した正会員の中からその会議において選出された議事録署名人 2名以上 は前項の議事録に記名押印する。 ↓ 変更箇所 2名以上を1名以上とする。 *理事会で承認後、総会での承認を必要とする。 ② 委員会規程 第5条 委員 委員会に委員長1名及び副委員長2名を置き、委員のうちから互選により選出する。 ↓ 変更箇所 2名を1名以上とする。 ③ 地区会規程 第5条 幹事 地区会に幹事長1名及び副幹事長1名を置き、構成員のうちから互選により選出する。 ↓変更箇所 必要に応じ副幹事長1名を置くことが出来～とする。 ④ 会員規程 第3条 入会通知 次の項目を入れる。 ↓追加箇所 3 本法人に入会した会員は、本法人の加入する一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会に加入したものとする。 ⑤ 会費規則 第2条 入会金及び年会費 (1) 正会員 ②年会費 50,000円 ↓変更箇所 (1) 正会員 ②年会費 70,000円 *理事会で承認後、総会での承認を必要とする。 ※次回開催日 月 日 ()								

平成 28 年度総務委員会収支計算

単位 (円)

予算額

「情報交換事業」	1, 0 5 3, 0 0 0
(上記金額に予算上の収入額「会員交流会会費」の 4 2 0, 0 0 0 及び 「建築関係団体新年会会費」 4 2 0, 0 0 0 を含む)	
計	1, 0 5 3, 0 0 0

収 入

「情報交換事業」	1, 4 7 6, 0 0 0
(上記金額に実際の収入「会員交流会会費」の 7 8 7, 0 0 0 及び 「建築関係団体新年会会費」 4 7 6, 0 0 0 を含む)	
計	1, 4 7 6, 0 0 0

支 出

「情報交換事業」	
総務委員会交通費	2 1, 5 0 0
〃 反省会	2 8, 0 0 0
県設備課との意見交換会会場費	3, 7 0 0
〃 交通費	1 5, 0 0 0
〃 お茶代	1, 4 5 8
会員交流会費用	8 6 3, 4 1 1
建築関係団体新年会会費	4 7 6, 0 0 0
計	1, 4 0 9, 0 6 9

収支差額 1, 4 7 6, 0 0 0 - 1, 4 0 9, 0 6 9 = 6 6, 9 3 1

■事業報告

【共同事業推進委員会研修旅行】実施日時：平成 29 年 2 月 24 日（金曜日）～25 日（土曜日）見学場所：和歌山県和歌山市手平 6-5-66 三菱電機株式会社冷熱システム製作所

研修内容は、

『パッケージエアコンにおける高調波対策について』の講演会と最新の空調機器の見学・説明をして頂きました。

高調波対策について当協会では 3 回程講習等を行いました。ようやく理解できたとの成果がありました。

また新製品の見学では環境・省エネに対応した製品開発の実態を見させて頂きました。

宿泊は和歌山市内。参加者：当協会から 9 名。一般社団法人静岡設備協会から 28 名。

参加者から

長いバスでの研修旅でしたが、天気にも・参加者にも恵まれとても有意義な 2 日間でした。

和歌山工場は出来たばかりの建物だったので、とても明るくて、きれいでした。

色々なことを想定しての確実なものづくりには感動しました。

空調機の高調波対策で勉強になったのは、

- ・ D C L（直流）にリアクトルを入れる方が効果がある。
- ・ 8 馬力以下は対策済みなので、問題がなくそのまま使用できる。
- ・ 300 V を超えるもの又は 20 A 以上のものは、対策が必要。
- ・ 1 次側（キュービクル等）での対策が出来ること。
- ・ 罰則規定はない。 e t c

もっと勉強しないといけませんね・・・

2 日目は、小学生？以来となる奈良公園（鹿）・東大寺（大仏殿・二月堂）・春日大社と、ちょっと昔に戻ってドキドキしながら参拝・見学をしました。やっぱり大仏は大きかったですね。

残念だったのは、興福寺に寄れなかったことですね（涙）

最後に、

今回の企画に携わった方々と共同事業推進委員の方々お疲れ様でした。ありがとうございました。

また次回も参加したいと思います。

平成28年度視察研修参加者名簿

NO	参加者名	事業所名	乗降場所	部屋希望
1	佐野富士雄	ME サポート	静岡駅南口	禁煙
2	川端 猛真	(有)総合設備計画事務所	静岡駅南口	禁煙
3	手塚 正一	(株)セイワ設計	浜松(西)IC	禁煙
4	大塚 優	(株)フレームアーツ	浜松IC	喫煙
5	深井 紀行	環設備設計事務所	静岡駅南口	禁煙
6	長田 武士	(有)オサダ設計	静岡駅南口	禁煙
7	神谷 保孝	(有)セイブ設備計画	浜松IC	禁煙
8	三ツ井幹雄	(有)アドイン設計	静岡駅南口	禁煙
9	村松 章司	(有)アドイン設計	静岡駅南口	禁煙

平成28年度共同事業視察研修計算書

収入

参加費	@ 18,000 × 9名 = 162,000円
協会補助額	@ 15,000 × 9名 = 135,000円
計	297,000円

支出

総額 1,165,216円
 内 設備設計協会負担分 291,304円
 (設備協会からの請求書額)

(内訳)

バス代等	@ 11,615 × 9名 = 104,535円
(バス代、高速代、添乗員諸費等)	
24日昼食代、宿泊代	@ 11,200 × 9名 = 100,800円
保険料、取扱料金	
25日昼食代、拝観料	@ 2,610 × 9名 = 23,490円
その他	@ 6,942 × 9名 = 62,479円
計	291,304円

297,000円 - 291,304円 = 5,696円
 (予算額) (支出額) (残額)

平成 28 年度技術委員会収支計算

単位 (円)

予算額

「設計技術向上事業」	1 7 6, 0 0 0
「設計施工技術共同研修事業」	3 7 1, 5 0 0
(上記金額に予算上の収入額「共同事業視察研修費」	1 5 0, 0 0 0を含む)
計	5 4 7, 5 0 0

収 入

「設計技術向上事業」	1 7 6, 0 0 0
「設計施工技術共同研修事業」	3 8 3, 5 0 0
(上記金額に実際の収入「共同事業視察研修費」	1 6 2, 0 0 0を含む)
計	5 5 9, 5 0 0

支出

<u>「設計技術向上事業」</u>	
技術委員会出席交通費	2 8, 0 0 0
〃 お茶代	3 6 6
反省会	1 2, 0 0 0
講習会会場費	2 1, 2 4 0
資料等運搬駐車代	1, 3 0 0
ペットボトルお茶代	7, 6 1 4
講師御礼品代	1 5, 4 0 0
計	8 5, 9 2 0

収支差額	9 0, 0 8 0
------	------------

<u>「設計施工技術共同研修事業」</u>	
共同事業推進委員会出席交通費	1 4, 0 0 0
反省会	2 0, 0 0 0
視察研修	2 9 1, 3 0 4
計	3 2 5, 3 0 4

収支差額	5 8, 1 9 6
------	------------

合計収支差額	5 5 9, 5 0 0 - 4 1 1, 2 2 4 = 1 4 8, 2 7 6
--------	--

平成 28 年度広報委員会収支計算

単位 (円)

予算額

「広報誌発行事業」	1, 0 4 1, 0 0 0
(上記金額に予算上の収入額「広告料収入」の 7 0 万を含む)	
「ホームページ運営事業」	1 7 4, 9 6 0
計	1, 2 1 5, 9 6 0

収 入

「広報誌発行事業」	1, 2 0 1, 0 0 0
(上記金額に実際の収入「広告料収入」の 8 6 万を含む)	
「ホームページ運営事業」	1 7 4, 9 6 0
計	1, 3 7 5, 9 6 0

支 出

「広報誌発行事業」	
広報委員会交通費	5 4, 0 0 0
〃 お茶代	9 1 7
〃 昼食代・反省会費	3 6, 0 0 0
広報誌送付代	9 3, 0 6 8
広報誌印刷代	8 8 4, 5 2 0
送付状・封筒印刷代	2 9, 1 0 6
表紙絵、挿絵デザイン代	2 0, 0 0 0
発送委託費	1 6, 7 3 8
雑 費	1, 5 0 0
「ホームページ運営事業」	
HP年間保守料	1 7 4, 9 6 0
計	1, 3 1 0, 8 0 9

収支差額 1, 3 7 5, 9 6 0 - 1, 3 1 0, 8 0 9 = 6 5, 1 5 1

地区会報告について

1 報告期間

平成28年12月3日から平成29年3月24日まで

2 報告内容

（1）東部（P65）

○第3回東部地区会

・平成29年1月19日（木）

（2）中部（P66）

○第4回中部地区会

・平成28年12月16日（金）

○第5回中部地区会

・平成29年1月28日（土）

（3）西部（P68）

○第4回西部地区会

・平成29年1月30日（月）

平成29年度 第3回東部地区会議事録

日時	平成29年1月19日(木)	15:30～16:30	場所	三島プラザホテル	記録	植田
	富士地区		沼津地区	御殿場地区		
出席	志賀	植田	佐々木	佐野	永野	長田

1. 理事会報告

2. 議題

1) 来期の理事改選に対し、理事候補(東部2名)・地区幹事選出

理事候補 ウエダ建築設備事務所 植田
 MEサポート 佐野 (地区幹事兼務)

2) 日設協の連合会の移行について

- 1) 連合会加入について全員賛成を確認した。
- 2) 来期の会費は $50,000 + 20,000 = 70,000$ となることを確認した。

3. 委員会報告

■ 総務・事業委員会(植田 佐々木 志賀)

特になし

■ 技術・環境委員会(佐野 永野)

設備協会との共同事業の研修旅行の参加者が少ないので再度募集をする。佐野技術委員長より

■ 広報委員会(長田)

特になし

4. その他

1) 理事会への要望事項

特になし

※次回開催予定日 未定

平成28年度 第4回 中部定例会 記録							記録	村松
日時 平成28年12月16日(金) 17:00~17:45							場所 協会事務局	
出席人数	1班	三ツ井	山本	甲斐	名波	川端	泊	
	2班	コバヤシ	モア	Souken	山森	後藤		
／11人								
1. 前回議事録の確認(各自議事録確認) 平成28年 9月 10日(土)開催分 2. 理事会の報告(三井氏) 平成28年 12月 2日(金)開催分 熱海サンミ倶楽部にて会員交流会前に開催しました。 分煙術支援事業は、来年度以降も継続する。(ホームページ掲載も続ける) 清水無料相談事業は、建築士会が継続するなら継続する。(三ツ井会長が建築士会に確認する) ※ 日本設備設計事務所協会連合会への加入について、全員参加で加入したい(各地区会で再度確認する) 日本設備設計事務所協会連合会への加入の確認: 中部正会員は本日欠席のSouken(会長電話確認)を含め全員一致で参加 ※来年度理事候補選出及び地区幹事長改選 理事及び中部地区幹事候補は3人の推薦があった 川端氏、甲斐氏、名波氏 の3人の話し合いで地区幹事候補と理事候補を決める事とする。 推薦理由: 今後のことを考えると若い人が候補となることが望ましい 今回の理事候補を考えると、全員総交代を避け一人ずつ交代できるような人選で有るべきであり 推薦候補者3人に関して候補者になる事の了解を得た。 候補者3人は出席者全員の賛成承認を得た。 3. 委員会報告 ■ 総務委員会(名波氏) 会員交流会を12/2・3 熱海サンミ倶楽部にて開催しました。出席者は正会員14名、賛助会員31名でした。 平成29年建築関係団体新年会 1/20(金) ホテルアソシア静岡で開催します。(17:30より受付、18:00開始) 案内・申し込みはすでにメール済み ■ 技術委員会(小林氏) 10/28(金) 静岡市産学交流センターにて技術講習会を開催しました。 (参加者は61名 詳しくはホームページを参照して下さい) 11/11に共同事業推進委員会を開催、視察旅行をH29.2/24~25で行います。 行先は和歌山県 三菱電機(株)冷熱システム製作所です。仮案内を12月中に出し、本案内を1/5に出す予定です。 当協会として参加人数を10人以上確保したいので、よろしくお願いします。 ■ 広報委員会(甲斐氏) 広報誌は8月に発送した。苦情は無し ■ 特別委員会(山本氏) 11月21日に第3回委員会を開催した。 4. その他 ・H28年 10/4(火)の清水無料相談は、案件がありませんでした。 ・H28年 11/1(火)の清水無料相談は、案件がありませんでした。 ・H28年 12/6(火)の清水無料相談は、建築だけの案件の為設備はなしといたしました。 ・H29年度清水無料相談の順番を確認(別紙資料参照) 訂正版を近日中に中部地区幹事より配布予定 ・設備設計協会へ清水テクノカレッジより施工管理技士の講習会講師の依頼が有りました。(山森氏) ・議事録は定例会終了後10日以内に事務局へ送るので、記録の方は速やかに地区幹事まで清書を送って下さい。 ・中部定例会等メールの返信を求められたら、必ず返信して下さい。 ※次回開催日 平成29年 月 日(土) 13:30より 協会事務局								

平成28年度 第5回 中部定例会 記録							記録	三ツ井
日時 平成29年 1月28日(土) 13:30～							場所 協会事務局	
出席人数	1 班	三ツ井	山本	甲斐	名波	川端	泊	
7人	2 班	コバヤシ	モア	Souken	山森	後藤		
／11人								
64%								
1. 前回議事録の確認(川端氏) 平成29年 月 28日(金)開催分 2. 理事会の報告(三ツ井氏) 平成 年 月 日()開催分 ・理事会の開催は、12／2以降有りません。 ・3／24理事会の開催予定です。(三ツ井) ・3／24の理事会にて、日設協連合会への加盟が承認される予定です。(三ツ井)								
※ 静岡市分離発注をお願いした件 (協会から、三ツ井・村松・川端が出席) 1／10、自由民主党静岡市議会議員団 鈴木会長と繁田副会長に挨拶に行き、静岡市分離発注をお願いをした。 1／17、自由民主党静岡市議会議員団 鈴木会長と繁田副会長、静岡市建築部望月部長及び古杉設備課長を交え意見交換を行いました。 建築部長より設備主の分離発注を前向きに検討することの意見を頂いた。 建築部長より設備協会として登録し、協会に分離発注をしても良いのではと意見を頂いた。 今後窓口は、市：古杉設備課長、協会：川端とする。 ・ 静岡市に指名願いを出して下さい。(川端氏) ・ これから静岡市と協議して行きますが、市の対応に依り協議会(仮)の設置を予定します。(川端氏)								
※ 静岡市議会選挙応援に関して (協会から、三ツ井・村松・川端が出席) 1／17、自由民主党静岡市議会議員団 鈴木会長、繁田副会長、駿河区からの亀澤さんと清水区からの早川さんを含め4名の応援をお願いされた。 ・ 静岡市別途発注の推進で議員団への協力が必要になります。(川端氏) ・ 応援名簿を2／10位までに各地区で集めたい。(川端氏) 亀澤氏は協会事務局へ、繁田氏と鈴木氏は村松さんへ、早川氏は三ツ井さんへ送るか届ける。								
3. 委員会報告 ■ 総務委員会 (川端氏) ・平成29年建築関係団体新年会が1／20(金)ホテルアソシア静岡で開催されました。 ・2／17に、委員会を開催します。 ■ 技術委員会 (小林氏) ・委員会の開催は有りません。 ・共同事業推進委員会の、研修視察旅行に協会員9名参加予定です。 行先は和歌山県 三菱電機(株)冷熱システム製作所です。								
■ 広報委員会 (後藤氏) ・去年の8月に風とあかり発送しました。苦情は来ていません。 ・委員会の開催は有りません。 ■ 特別委員会 (山本晋氏) ・委員会の開催は有りません。 ・3月ごろまでに、アンケートをまとめます。								
4. その他 ・H29年 2/7(火)の清水無料相談の担当は、川端さんと名波さんです。よろしくお願いします。 依頼がまだ清水区役所から来ていません。 ・テクノカレッジより山森氏に講師の依頼が来ています、講師の選定中です。 ・議事録は定例会終了後10日以内に事務局へ送るので、記録の方は速やかに地区幹事まで清書を送って下さい。 ・中部定例会等メールの返信を求められたら、必ず返信して下さい。								
※次回開催日 平成29年 4月21日(金) 15:00より 協会事務局								

(一社)静岡県設備設計協会

平成28年度 西部地区会 議事録 第4回

日	時	平成29年1月30日（月）			18：30～20：00		うたのすけ天王	記録	手塚							
出席人数	○	伴	○	杉山	○	手塚	○	神谷	○	鈴木	×	斎藤	○	大塚	×	辻
7/9人出席	○	赤堀														
1 役員改選について																
順番（H25.7案）																
H25・H26		神谷氏		美和氏		齊藤氏		杉山氏		伴氏						
H27・H28		手塚氏		鈴木氏		枝村氏		中山氏		大塚氏						
H29・H30		神谷氏		美和氏		齊藤氏		杉山氏		伴氏		（辻氏・赤堀氏）				
H31・H32		手塚氏		鈴木氏		枝村氏		中山氏		大塚氏						
西部地区会員																
（齊藤氏, 杉山氏, 辻氏, 赤堀氏, 神谷氏, 大塚氏, 鈴木氏, 手塚氏, 伴氏）																
《決定》																
理事		理事（2名）				神谷氏		杉山氏								
役員		地区役員（1名）				辻氏										
役員		総務委員会（1名）				手塚氏		赤堀氏		植田氏						
役員		技術委員会（1名）				鈴木氏		伴氏								
役員		広報委員会（1名）				齊藤氏										
2（一社）日本設備設計事務所協会連合会加入について																
出席者全員承認																
3 地区の運営について																
次年度役員に一任																
4 その他																
大塚氏が3月に退職する為、植田氏が代わりに出席する。																

協会経理について

時 期	普通預金	手元現金
平成２８年４月末	６，０４９，４８６	１１２，１１２
５月末	５，４４８，５１０	１４９，０４７
６月末	５，３２９，０７８	１２２，２８２
７月末	５，０５２，１３５	１０５，９９５
８月末	４，２０５，５６７	９１，５５５
９月末	４，３２０，３５９	９６，７８６
１０月末	３，７９６，８６３	７２，１７２
１１月末	３，３７５，７２１	１７１，４５８
１２月末	３，１１０，００２	５８，３６９
１月末	２，７２７，８７１	１３４，７８９
２月末	２，５４０，２２７	１１４，７７３
３月１５日現在	２，０７０，０２３	２６１，９５５

執行額

時 期	今年度（２８年度）	昨年度（２７年度） （５０周年経費を除く）	昨年度（２７年度） （５０周年経費を含む）
４月	６５５，６８６	８０９，９７０	８１５，９７０
５月	１，５２１，０８２	１，１１６，３９５	１，１１６，３９５
６月	３６１，０５４	３５６，９７１	３５６，９７１
７月	４１１，６３９	４３８，１６５	４３８，１６５
８月	１，２７５，５８５	３５２，９２４	３５２，９２４
９月	３８０，７４７	５７０，２７４	５７９，２７４
１０月	５４９，０５０	４１４，７１０	４２６，３９８
１１月	３２２，５１６	１，５９７，７８９	３，６６７，９１２
１２月	１，１７９，６０３	３８０，２１７	１，６０２，３１９
１月	８２５，１４４	８０４，３７２	８０４，３７２
２月	３７０，１１７	３５４，８２８	３５４，８２８
３月		３７８，３６９	３７８，３６９
年度計	７，８５２，２２３	７，５７４，９８４	１０，８９３，８９７

関係団体からの招待依頼・会議等出席状況(平成28年度)

番号	受付日	開催・訪問日	行事	出席者
1	3月28日(月)	4月25日(月)	(公社)日本建築家協会東海支部静岡地域会2016年度通常総会のご案内	三ツ井会長
2	4月4日(月)	5月19日(木)	(一社)静岡県電業協会第5回定時総会のご案内	三ツ井会長
3	4月13日(水)	5月25日(水)	(一社)静岡県設備協会第4回定時総会のご案内	三ツ井会長
4	4月13日(水)	5月12日(木)	第52回静岡県設備協会中部支部総会のご案内	植田副会長
5	4月15日(金)	5月12日(木)	特定非営利活動法人静岡県建築物安全確保支援協会第1回理事会の開催について	三ツ井会長
6	4月26日(火)		衆議院議員「井林たつのり君を育てる会」のご案内	欠席
7	4月26日(火)	6月3日(金)	(一社)静岡県建築士事務所協会平成28年度総会のご案内	植田副会長
8	5月2日(月)	6月7日(火)	(一社)静岡県浄化槽協会第3回定時総会のご案内	山森専務理事
9	5月2日(月)	6月10日(金)	(公社)静岡県建築士会平成28年度定時総会のご案内	三ツ井会長
10	5月9日(月)		「自民党静岡三区支部大会」「宮澤博行後援会大会」	欠席
11	5月12日(木)		片山さつき静岡県総決起大会開催のお知らせ	欠席
12	5月18日(水)	6月2日(木)	(一社)静岡県フロン回収事業協会第13回通常総会のご案内	三ツ井会長
13	5月19日(木)	6月16日(木)	特定非営利活動法人静岡県建築物安全確保支援協会平成28年度通常総会のご案内	三ツ井会長
14	5月26日(木)		衆議院議員「城内みのる君と語る会」開催のご案内	欠席
15	5月26日(木)	6月17日(金)	(一社)静岡県冷凍空調工業会法人化30周年記念式典御臨席のお願い	三ツ井会長
16	5月27日(金)	6月3日(金)	静岡県厨房設備業協会平成28年度第43回定時総会開催のご案内	三ツ井会長
17	6月13日(月)		第24回参議院選挙各種友好団体総決起大会開催について	欠席
18	7月13日(水)		衆議院議員「城内みのる君と語る会」開催のご案内	欠席
19	7月13日(水)	7月29日(金)	建築関係団体新年会団体代表者打合せ会	三ツ井会長
20	7月15日(金)	7月25日(月)	衆議院議員「望月義夫を励ます会」	三ツ井会長
21	8月3日(水)	9月28日(水)	まちみがきセミナーのご案内(静岡市田辺市長 市政報告)	三ツ井会長、山森専務理事
22	8月16日(火)	10月14日(金)～ 15日(土)	第22回北陸・甲信越・中部ブロック協議会開催のご案内	三ツ井会長、植田副会長
23	8月24日(水)	10月19日(水)	針谷建築事務所70周年記念式典	植田副会長
24	9月5日(月)	10月14日(金)	自民党静岡県支部連合会「党员・党友の集い」のご案内	山森専務理事、小林相談役
25	9月12日(月)		(一社)鹿児島県設備設計事務所協会設立30周年記念祝賀会のご案内	欠席
26	9月14日(水)		藪田宏行静岡県議会副議長就任を祝う会のご案内	欠席
27	10月12日(水)	11月25日(金)	天の一県政報告会と親睦会のお知らせ	三ツ井会長、植田副会長、山森専務理事
28	11月16日(水)	H29 2月13日(月)	国土交通省中部地方整備局営繕部との意見交換会開催について	三ツ井会長、植田副会長
29	11月21日(月)		片山さつき政経セミナーin浜松	欠席
30	12月15日(木)		宮澤博行晃援会「立春の集い」開催のご案内	欠席
31	12月21日(水)		第4回設備設計関係協会全国会長会議・賛助会員への連合会移行説明会、平成29年新年の集い開催のご案内	欠席
32	1月11日(水)		杉山盛雄後援会新春顔合わせ会のご案内	欠席
33	1月30日(月)	2月12日(日)	望月よしお新春賀詞交歓会	山森専務理事
34	3月17日(金)		井林たつのり出版記念のご案内	欠席

静岡県住宅振興協議会賛助会員の継続について

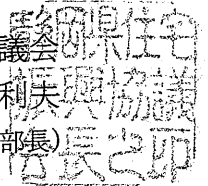
静岡県住宅振興協議会より、「静岡県住まい博」開催の終了のお知らせと今後も引き続き会員として協力をお願い文書が届きました。
また、退会される場合は退会届の提出のお願いも添えられていました。

当協会としては、住宅振興協議会が県に関係する協議会であることから、会員の事業に何等かの関係が出てくる可能性がある性を考えると、今は継続して今後については様子を見ながら考えていくこととしました。

住振協第 40 号
平成 29 年 2 月 1 日

静岡県住宅振興協議会
正会員・特別会員・賛助会員 各位

静岡県住宅振興協議会
会長 高木利夫
(静岡県くらし・環境部長)



静岡県住宅振興協議会の会員について

余寒の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、当協議会の主要事業として会員の皆様や出展社、関係機関・関係団体等のご協力いただき開催してきました「静岡県住まい博」は、昨年 12 月に開催した臨時理事会・臨時総会において、平成 28 年度をもって終了することとなりました。

当協議会としては、住まいの文化賞表彰事業や講演会、会員研修会、住宅関連情報の提供などを実施してまいりますので、本会の設立趣旨をご理解いただき、引き続き会員としてご協力いただきたく、お願い申し上げます。

なお、「静岡県住まい博」の終了や諸般の事情等により本年度をもって退会される場合は、別紙の退会届（正会員・特別会員・賛助会員用）を平成 29 年 2 月 28 日（火）までに事務局まで提出いただきたく、重ねてお願い申し上げます。

担当 事務局 望月・野口
電話 054-221-3084

協会ホームページからの問い合わせについて

2月4日(土)協会ホームページの無料設備相談室に下記の相談が寄せられました。
その対応について報告いたします。

記

相談者 株式会社トウネツ

相談内容 弊社は機械設備を設計製作する会社です。

今回多数の設備をボルト等で連結する必要がありエンドユーザーより連結された設備のボルト強度及びアンカー施工について耐震強度を確認する様求められております。

弊社設計の図面に対し耐震強度について計算及びアドバイスいただくことは可能でしょうか？可能であれば設計事務所等ご紹介いただけませんかでしょうか。

対 応 相談メールを受けた2/6(月)に、ホームページ担当の甲斐広報委員長、副委員長に連絡、委員長より当協会への相談は趣旨が違うので建築士会へ相談してもらってはどうかという回答を頂きました。

業務執行理事への確認と建築士会へ相談内容の紹介を併せて行うようにとの指示の下に、相談者の(株)トウネツ様へは建築士会又は構造設計事務所(業務執行理事への確認時に指示あり)に相談していただくように連絡し、建築士会には相談内容の紹介と相談があった場合のお願いをしました。

その後は、(株)トウネツ様、建築士会ともに連絡はありません。